

(第一類 第二号)

衆議院

法務

委員会

会議

録

第

四

(一一六)

平成二十九年三月二十一日(火曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長

鈴木 淳司君

理事

今野 智博君

理事

平口 洋君

理事

宮崎 政久君

理事

逢坂 誠二君

理事

赤澤 亮正君

理事

井野 俊郎君

門 博文君

城内 実君

辻 清人君

藤原 崇君

山田 典子君

若狭 勝君

階 猛君

大口 善徳君

畠野 君枝君

松浪 健太君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

外務大臣政務官

最高裁判所事務総局人事局

最高裁判所事務総局家庭局

政府参考人
(警察庁長官官房審議官)

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)

小山 太士君

政府参考人
(法務省民事局長)
(法務省刑事局長)
(外務省大臣官房審議官)

水嶋 光一君

齋藤 育子君

小川 秀樹君

林 真琴君

奥野 信亮君

吉田 宣弘君

野中 貴子君

吉野 正芳君

枝野 幸男君

山尾志桜里君

吉田 保史君

上西小百合君

金田 勝年君

井野 正仁君

武井 俊輔君

中村 慎君

村田 真哉君

高木 勇人君

堀田 真哉君

法務省民事局長

法務省刑事局長

外務省大臣官房審議官

最高裁判所事務総局家庭局

政府参考人
(警察庁長官官房審議官)

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)

小山 太士君

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局家庭局長村田齊志君
から出席説明の要求がありますので、これを承認
するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

おります。

しかも、法律家の立場から申し上げますと、改
正がされるかどうか、いつされるかというものは、
今の法律関係あるいは契約書をつくる際に極めて
不安定な状態にある。つまり、数年後の裁判になつ
たときに、どちらの法律が適用されるのかとかい
うようなことも不透明になるわけですから、こう
した期間が、非常に実務家あるいは民法に極めて
関係している人にとってみると冷や冷やものであ
ります。一刻も早くこの改正案をスタンスを決め
て通すこと、それが国民の負託に応えることだと
思つているということをまず申し上げさせていた
だきたいと存じます。

そして、本日は、大きく分けて二点について法
務省の方にお聞きしたいと思います。

一点は、我が国において認知症は極めてこれか
らも多くなる。その認知症の人たちに対してこの
改正案というのが、どういう形できちんと保護さ
れているか、担保されているか、そういう点。

特に、私の経験でいいますと、いわゆる制限行
為能力者として家庭裁判所で指定された者はいい
というか、それは保護されるんですが、実は、隠
れ認知症というのが数多くいらっしゃいまして、
そういう人たちをターゲットにする、そういうや
からも多いわけです。ですから、必ずしも家庭裁
判所の審判において制限行為能力者に指定され
ては極めて生活に直結する、あるいは経済にも直
結する基本法ですから、この国会において必ず成
立させる、しかも、そのためには衆議院をなるべ
く早く通過させる、そのためには法務委員会にお
いて一日も早く採決をするということが必要だと
かねがね思っております。

もともと民法というのは、いろいろな問題点は
確かに検討しなければいけないのですが、法制審
議会においてこれだけ審議され、そして、一つの
ルールですから、早いところ、これをしっかりと
国民に示す。周知期間を含めて、国民に直結する
のがやはり国会議員としてあるべき姿だと思って
おります。

その意味も込めまして、本日は、まず、そうし
た認知症などの保護、それからもう一点は、いわ
ゆるテロリスト等の反社会的集団の構成員ないし
準構成員との契約関係、これが今後の改正案にお
いてどのような効果があり、あるいはその限界が

三月十七日
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国
内治安、人権擁護に関する件について調査を進め
ます。
この際、お諮りいたします。

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国
内治安、人権擁護に関する件について調査を進め
ます。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察
庁長官官房審議官高木勇人君、法務省民事局長小
川秀樹君、法務省刑事局長林真琴君及び外務省大
臣官房審議官水嶋光一君の出席を求め、説明を聽
取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

どこにあるのかと、いう点についてお聞きしていきたいと思います。この二点でございます。

まず最初に、認知症ないし隠れ認知症の人の保護という点において、今回の改正案はどういったところがこうした人たちに対する保護につながっているのか、それについてお聞きしていきたいと思います。民事局長にお答えいただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

我が国において急速に進展する高齢化社会に対応していくことはもちろん非常に重要なことになります。今回の民法改正においても、これに対応する観点から、さまざまな改正を行つております。

まず一点目は、意思能力の点でございます。現行法のもとでは、意思能力を失つた者がした法律行為は無効となるという意思能力の制度、これは判例、学説上異論なく認められておりまして、判断能力の低下した高齢者などを保護する役割を果たしておりますが、この点に関し、民法に明文の規定はございません。

そこで、今回の改正においては、意思能力を有しない者がした法律行為は無効であるということを明文化することとしております。また、これとあわせまして、意思表示の相手方が意思能力を有しない場合の、意思表示のいわゆる受領能力に関するものではございますが、御説明させていただきますと、高齢等のため判断能力の低下した制限行為能力者が同様に判断能力の低下した制限行為能力者の法定代理人である、こういう場合においては取り消すことができないということとしておりまして、現行法は、この法定代理人が本人にかわつてした行為についても、行為能力の制限を理由に取り消すことができないということとしておりますが、これでは、本人である制限行為能力者の保護が十分になされないそれがございます。

そこで、今回の改正では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為に

ついては、例外的に行行為能力の制限による取り消しを可能とすることとしております。

それから、三点目、これは一般的な御説明になりますが、改正法案第九十八条の二、本文の錯誤を理由に意思表示の効力を否定する判例の考え方、これを明文化するなど、必要な規定の整備を行つてあるところでございます。

○若狭委員 そのように、いろいろな観点で、高齢者ないしそうした制限行為能力者等の保護をしているということはわかりました。

ここで一点、ちょっと確認の意味も込めて条文の受領能力者の、九十八条の二の規定でございます。

ここは、要するに、相手方から意思表示された方がそうした意思能力のないときなどについての規定だと思いますが、九十八条の二の今回の二号の「意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方」という条文について、私としてはちょっと確認的に、今後の解釈の点で確認したいんです。が、この二号の「意思能力を回復し」というのは、少なくとも、制限行為能力者と指定されている者に關しては多分ここには当てはまらないと思うんですね。

ですから、条文的には、明確にするとしたら、恐らく「意思能力を回復し」というところの後に、

○小川政府参考人 お答えいたします。

少しがり十八条の二の御説明もさせていただいたいと思いますが、改正法案第九十八条の二、本文では、意思表示の意味を理解する能力を失っていることに着目して、意思表示の相手方が意見人であることを、その相手方に對して意思表示を対抗することができなくなる事由、いわゆる受領能力の問題として定めております。

その上で、九十八条の二のただし書きでは、相手方に生じていたこれらの事由が解消された場合において、相手方がその意思表示を知つた後等については、既に相手方が意思表示を理解する能力を回復していると言えること、このことに着目し、その相手方に意思表示を対抗することができることとしております。

そこで、御指摘いただきました点でございますが、例えば意思表示の相手方が成年被後見人であり、かつ意思能力を有していなかつた場合において、その者が意思能力を回復したとしても、なお成年被後見人である限りは、その者には意思表示を対抗することができないというふうに考えるべきだと理解しております。

このように解することが成年被後見人保護といふ観点から適切であると考えております。御指摘いただきましたように、さらに非常に詳細に書こうとすれば、先ほどのような括弧書きで指定するとか、あるいは、意思能力を欠き、かつ制限行為能力者である場合についての規定を設けるなり、非常に細かくすることは可能だと思つんでが、いわば、趣旨から見まして、これは私が申し上げましたように解するのが当然であるということで、こういう規定となつております。

○若狭委員 私も法律家ですから、今局長のお話はそのとおりだと思うので、法律家が解釈すれば多分そういう話になると思うんですが、一般の人々が読むとちょっとわかりづらいところがあるのが、その辺の条文的なところとしては、これは今私のような理解でいいのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

合をあらかじめ想定して、一応確認ということでお質問させていただいた次第でございます。

そして次に、九十五条の錯誤の規定でございます。

今回の改正案においては、一層、いわゆる動機の錯誤などについても明文的に規定を置いたといふことです。が、この錯誤の規定によって、先ほど私がお聞きしました、いわゆる認知症あるいはその予備軍あるいは隠れ認知症の人に対して保護が十分かどうか、そういう点についてお聞きしたいんです。

恐らく、認知症の予備軍ないし隠れ認知症の人は、多分この錯誤の点というのが一番関係する条文だと思ふんですね。その意味において、そうした人たちに對して改めて錯誤規定を整備したわけですが、これがそうした人たちに對する保護として十分かどうか、それについてお聞きしたいんです。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法は、表示の錯誤と動機の錯誤と区別して規定しておりませんが、改正法案では、表示の錯誤と動機の錯誤つまり、意思表示の内容の前にあります動機の部分で誤った認識をして当該意思表示をしてしまったというような動機の錯誤との区別を規定しております。動機とした事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていないければ、動機の錯誤による意思表示の効力を否定することはできないということとしております。

また、現行法は、法律行為の要素に錯誤があることを錯誤による意思表示の効力を否定するための要件としておりますが、改正法案におきましては、それに加えて、錯誤に基づき意思表示がされたことを錯誤による意思表示の効力を否定するための要件としております。

これらは、基本的には現在の判例を明確化するものでございまして、ルールの明確化という觀点から、高齢の方に対する保護にも十分資するものというふうに考えております。

○若狭委員 今の現行法においては、いわゆる錯誤の場合は無効という規定になつておりますが、今度の改正案においてはいわゆる取り消しということになるわけですが、先々裁判になつたりなんかした場合には、無効であるうと取り消しであるうと同じような効果だと私も思います。ただ、裁判に至る前の段階で、少なくとも無効ということだと、契約が成立していないわけですから、非常に効果的な面があると思うんですね。

その意味においては、やはり、認知症や何かの人間行為を結んだとしても、それはそもそも無効なんだという場合と、いや、一応契約は成立していく取り消しをするんだというのだと、若干ニュアンスというかグレードというか、段階において違うのではないかと思うんですが、その辺の、今回の改正案においては、取り消しといふようなことをすることによって、高齢者保護あるいはそうした認知症などの人に対する保護としては十分だ、大丈夫だというふうには言えるところでしょう。

○小川政府参考人 今御指摘いたしました点でござりますが、現行法の九十五条によります無効

人が法律行為を結んだとしても、それはそもそも無効なんだという場合と、いや、一応契約は成立していく取り消しをするんだというのだと、若干ニュアンスといふかグレードといふか、段階において違うのではないかと思うんですが、その辺の、今回の改正案においては、取り消しといふようなことをすることによって、高齢者保護あるいはそうした認知症などの人に対する保護としては十分だというふうな解釈でいくべきだと思う

人ですが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 もちろん、民法はいわば一般法でございますので、それに加えて、消費者保護の観点から、例えば消費者契約法などで、一定の意思表示についての、いわゆる瑕疵のあるようないいふてセットということだと思います。

○若狭委員 加えて、私ども法務省といたしましても、成立後は、先ほどの、御指摘いたしました意思表示の受領能力の点なども含めまして、周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○若狭委員 それでは、統しまして、いわゆるテロリストなどの反社の人との契約関係についてお聞きしたいと思います。

我が国においては、今後、いわゆる民泊がどんどんと普及というか盛んになつていくところだと思いますし、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、そうした民泊というのも極めて供給源として大事になつてくると思います。

○小川政府参考人 その際に、いわゆるテロリストがそうした民泊などを利用する場合というのもあると思うんです。それが、その民泊の際の契約関係というのはどういうふうがないところでございます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

いわゆる民泊制度、私ども、必ずしも十分承知しているわけではありませんが、基本的には、宿泊の申し込みに対してその施設を持つ者が宿泊させるという、いわゆる宿泊の契約だというふうに理解しております。

○若狭委員 その意味では、やはり、この法律ができたとしても、民泊の問題を今後考える際には、そうしたものをきちんとあらかじめ盛り込んだ契約条件み

ての気持ちが双方一致するということが必要だと思っています。その際に、いわゆる民泊を提供しての人間等々も含めて、その辺の対応、対処といふのが当然必要になつてくる。それをゼットにした上で、今回の改正案というのも十分にそうした認知症などの人の保護としては成り立つていけない、テロリストかもしれないというようなことを思つた場合には、契約関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

基本的には契約は拘束力があるわけでございまが、先ほど来お話をございましたように、錯誤があるような場合、つまり、意思表示に一定の瑕疵があるような場合には効力を否定する、今回の改正法案で申しますと取り消しということになりますが、錯誤の主張をすることは十分考えられようかと思います。

○若狭委員 錯誤の規定でいわゆる取り消しといふことになるというお話をですが、実際は、それはいわゆる、今度の改正案における動機の錯誤的なところにひつかつてくるのでしょうか。

○小川政府参考人 これはさまざまとしか言いようがないところでございます。

○若狭委員 例えば、現行法のとおり、相手方が反社会的勢力であることを知らずに契約をした当事者が、後に相手方が反社会的勢力に該当するということを知つて、錯誤により契約が無効であると主張して争つた複数の裁判例が下級審レベルでございます。

錯誤による無効を認めた裁判例としては、契約中に反社会的勢力による利用を拒絶する旨の規定が設けられていたことや、あるいは、その業界が作成しているモデル約款の中にもそういった内容の規定が設けられていたために予測可能性があつたことなどを根拠としているもの、あるいは、契約当事者が反社会的勢力と一切関係を持たないことについての取締役会決議をしていたことや、同じ業種の他の企業がその相手方との取引を拒絶していたという事実があつたこと、こういったこと

他方で、認めなかつた例、錯誤を認めなかつたものとしましては、契約締結時に相手方が反社会的勢力でないことの調査を行つていなかつたことや、その契約において暴力団関係者を相手方とする契約を解除することができる旨の契約条項が設けられていなかつたことなどを根拠としているものがございます。

こういつた裁判例の傾向を総合いたしますと、事前に相手方が反社会的勢力であるか否かを確認する取引慣行があつたか、その契約中に反社会的勢力との取引を拒絶しましたは契約を解除することができる旨の条項が設けられていたか、そのような条項が業界が作成する約款中に設けられていたかといった点を踏まえて錯誤と判断するかどうかを決めているものというふうに考えております。

それに応じまして、契約の内容、いわゆる要素の錯誤になるのか、あるいはその前段階としての動機の錯誤になるのか、これは個別の事案によろうというふうに考えられるところでございます。

○若狭委員 個々具体的になるとはいうものの、やはり、ここにおいても無効と取り消しといふのは、その民泊提供者、一般の人の感覚からすると、錯誤だから無効だというふうに言えるのか、一応契約は成立していたけれども取り消しなんだといふようなことにするのかというのは、やはり一般の人の受けとめ方としては若干グレードの違いがあるのではないかというふうに思つんでいます。

それはさておいても、今後、今のお話のように、やはり反社の人との契約が無効になるかどうか、身においてどのような約款とかそういうものがでてきたか、要するに、法律以外のところでどういう仕組みができるかというのが大事だと思ふんですね。

その意味では、やはり、この法律ができたとしても、民泊の問題を今後考える際には、そうしたものをきちんとあらかじめ盛り込んだ契約条件みたいなものをきちんとつくつておくといふことが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。先ほど申し上げました裁判例におきましても、それまでの対応として、例えば、モデル約款がどうなつていただか、あるいは調査の体制が整つていなかったかといった点なども十分考慮要素とされておりますので、そういう点からも、業界側の方できちんとした対応をされるということ、これは、法律関係を明確にし、あるいは紛争を予防するという観点からも非常に重要な点ではないかとうふうに考えております。

○若狭委員 私の方はこれで終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 おはようございます。公明党的吉田宣弘でございます。

本日も、法務委員会においてこのように質問の機会を賜りましたこと、委員長また理事の先輩の皆様、委員各位に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私も、若狭先生に引き続き、民法について少し質問をさせていただきたいと思います。

私は、本日、民法の債権の各論の中で、売買及び贈与について質問をさせていただきます。

まず、売買について質問させていただきますけれども、現行民法の五百七十条、特定物売買における売り主の担保責任というふうな規定がござります。この担保責任の法的性質、これは從来、法定責任説と契約責任説が鋭く対立をしてきました條文であるというふうに承知をしております。

法定責任説というのはどのような考え方かと私なりに理解を申し上げれば、いわゆる特定物売買なので、ある物を売り渡してしまえばそれで責任が済むということであって、それ以上の責任は負いませんよということについて、後の質問にも関連をしますけれども、その特定物の中に何か見えない不良部分があつたりしたときには、その部分についてはしっかりと責任を負ってくださいといふう、いわゆる法律が特別に責任を課したというふうな考え方というふうに承知をしております。

一方で、契約責任説というのはそうではなくて、不特定物売買、これも後の質問にも関連しますけれども、例えば、これを売り渡して、渡してしまえばおしまいということではなくて、おかしなところがあつたらまた別のものでも持つてこいといつた文章上、この二つの考え方について必ずしも明らかでなかつたということからすれば、国民の立場からすれば非常にわかりづらい法律の規定の仕方であったのかなというふうに思います。

今般の改正でこの論点が解消されたのかについて、確認をさせていただきたいと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

売買の目的物にふぐあいがあつた場合に買い主にどのような救済手段があると解すべきか、この点に関して、現行法は、今御指摘いただきましたように五百七十条において、売買の目的物に隠れた瑕疵があつたときに、買い主は損害賠償請求と契約の解除をすることができるとしております。

その内容について、学説上は、今御紹介いただきましたような法定責任説と契約責任説、これもさまざま内容がございますが、例えば法定責任説の内容としましては、よく紹介されますのは、特定物売買については、瑕疵のないものを給付することとは不可能であるということを前提に、売り主は瑕疵の有無にかかわらず目的物を現状のまま引き渡す債務を負うんだ、これを根本とする考え方、これが法定責任説でございます。

それから、特定物であるか不特定物売買なので、ある物を売り渡してしまえばそれで責任が済むということであつて、それ以上の責任は負いませんよということについて、後の質問にも関連をしますけれども、その特定物の中に何か見えない不良部分があつたりしたときには、その部分についてはしっかりと責任を負ってくださいといふうな考え方というふうに承知をしております。

そこで、このような状況を改めまして、明快で合理的なルールとする必要があると考えられるわけでございます。

現代社会においては、売買の目的物は大量生産され、ふぐあいがあつた場合には部品の交換や代替物の給付など履行の追完が可能であるものが多く、実際の取引においてもそのような対応が一般化しております。また、問題となつた取引が特定物売買であるか不特定物売買であるかの判別は必ずしも容易ではございませんで、法定責任説のように両者を截然と区別してその取り扱いを大きく変えるということも、取引の実態に合致していないという指摘もございます。

そこで、売り主は、特定物売買と不特定物売買とを区別することなく、一般に、種類、品質及び数量に関して売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す債務を負うこと前提として、引き渡された目的物が契約の内容に適合させることなく、救済手段を具体的に明文化するのが合理的であると考えられます。この考え方は、現在の学説でいえば契約責任説に相当するものと考えられます。

この考え方に基づきまして、今回の改正では規定を整備し、修補や代替物の請求あるいは代金減額請求、四百五十五条の規定による損害賠償請求、五百四十二条、五百四十二条の規定による契約の解除をするなどを認めるなどという手当てをしております。

○吉田(宣)委員 今局長から総論的なお話をございましたが、今後の質問にもかかわりますけれども、確認の意味で一つ一つ論点を潰させていただきました。

現行の五百七十条、これは先ほど局長からもお話をありましたとおり、隠れた瑕疵といふものに限定をしていましたと、いうふうに言います。ただ、どんな場合に隠れた瑕疵があるというふうに言得るのか、国民の立場からすれば、いま一つよくわからないし、わかりづらかったというふうな印象を私は持っております。

この点、今般の改正でどのように改善をされたかについて、法務省からお聞きしたいと思います。

○小川政府参考人 従来から、瑕疵という言葉、これは非常にわかりにくいという御指摘もございました。

客観的に多少の傷などがあつても、契約の内容に適合する限り瑕疵はないと扱われているなどの点から見ましても、かえつて誤解を招くおそれがあるという点もございました。また、隠れたといふ要件も、判例は、「隠れた瑕疵」という過失であるということを意味するものとしておりますが、この点も理解が難しい点がございます。

そこで、改正法案では、「隠れた瑕疵」という要件を端的にその具体的な意味内容をあらわすものに改める、こういう趣旨で、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に關して契約の内容に適合しない」、こういう要件と改めておりまして、これがによりまして理解は容易になつたものというふうに考えております。

○吉田(宣)委員 理解が容易になつたというふうに考へておきます。

ただ、「契約の内容に適合しないもの」というふうな改正がされているところでござりますけれども、例えば、品質などをめぐる合意内容自体に争いがある場合、これは契約の内容に適合するかそのものが争われているわけであつて、トラブルの解決の標準としてはなかなか機能づらいようと思われるのですけれども、法務省の受けとめをお聞かせください。

○小川政府参考人 現在の法律のもとでも、瑕疵の存否について、判例は、その実質的な意味を契約の内容に適合しないことというふうに解しておられますので、今御指摘ありましたように、品質などをめぐる合意の内容自体に争いがあるケースにおいても、どのようにそれを解決すべきかという点は、現行法のもとでも同様の問題がござります。

現在の裁判実務においては、契約書などによつて契約の内容が明確に定まつていない場合には、その契約の取引類型において、通常有するべき品質、性能がどのようなものであるのかといった点を考慮いたしまして契約の内容を認定し、それによつて

てトラブルが解決されているものと承知しております。

今回の改正では、以上申し上げましたような判例を踏まえて、規定を国民一般にわかりやすいものとする観点から、売り主が担保責任を負う要件を、先ほど申し上げましたように「契約の内容に適合しない」と改めることとしておりますが、この改正後も、今申し上げましたように、現在と同様に、判例の判断に基づいてトラブルは解決されるものと認識しております。今回の改正によって特にトラブルを解決する機能が損なわれるということはないというふうに理解しております。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。さらに細かな話になつてまいりますが、少し確認させていただきたいと思います。

先ほど私が申し上げた、また局長からも説明がありました現行の五百七十条の法定責任説からすると、例えば、特定物の売買で、売つてしまえば終わりなので、いわゆるかわりのものをよこせといふうことなど、いわゆるかわりのものはなかなか認められづらいことになってこようかと思いますけれども、このように、代替物請求権また修補請求権といふものは今般の改正においてどのように変わったのか、お教えください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法のもとでは、いわゆる典型的な法定責任説は、特定物売買については、目的物に何らかの瑕疵があつたとしても、買い主はその修補の請求ですとか代物の請求をすることはできないと解釈しております。

改正法案におきましては、冒頭申し上げましたように、特定物売買であるか不特定物売買であるかを問わず、引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合の救済手段を明記することとしておりまして、この場合には、買い主は、その修補や代替物の引き渡しなど履行の追完の請求をすることができるというふうに考えております。

○吉田(宣)委員 可能になつたということでおござ

います。

次に、これも先ほど御説明ありましたけれども、解除についてお聞きをしたいと思います。

現行法では、契約の目的を達成することがない場合にだけ、この特定物売買においての瑕疵担保責任に基づく解除、これが認められていたというふうに承知をしております。現行の五百六十六条の一項を準用してのことだというふうに理解をしていませんけれども、今般の改正でこの解除はどのような改正になつたのか、お教えいただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

解除の点でございますが、改正法案においては、買い主に引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであった場合における契約の解除については、債務不履行があった場合の一般的な規律に従うこととしております。

これをもう少し具体的に申し上げますと、まず、無催告で解除をする場合には、現行法と同様に、契約目的の不達成が契約の解除の要件でございます。

断するに際しましては、契約目的を達成することができるか否かという点が最も重要な考慮要素でございますので、無催告解除の場合の契約目的の

知をしております。

法定責任説によりますと、契約当事者が目的物の瑕疵の不存在を信じたことによつてこうむつた損害の範囲に限られるというのに対して、契約責任説においては、履行利益すなわち契約の内容

どおりに債務が履行されれば、いわゆる債権者が得たであろう利益にまで及ぶというふうな理解をしておつたところでございますが、今般の改正において、この損害賠償の範囲についてはどのようになるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法の解釈もさまでございますが、端的に改正法案の内容を申し上げますと、売り主は、契約目的の不達成が契約の解除の要件でございま

す。他方で、催告をして解除する場合には、現行法と異なり、契約目的の不達成は必要ではなく、一般原則に従いまして、履行の追完の催告から相

当期間が経過したときにおいて、契約の内容と適合せず、かつその程度が軽微でないことが契約の解除の要件となります。

もつとも、契約不適合の程度が軽微か否かを判断するに際しましては、契約目的を達成すること

ができるか否かという点が最も重要な考慮要素でございますので、損害賠償の範囲は履行利益にまで及ぶ

べきことになります。そういう意味では、改正法案では損害賠償の範囲は履行利益まで及ぶとい

うことで、これまでの学説の争いに対しても統一が図られたものというふうに理解しております。

○吉田(宣)委員 この点も、さらに国民の立場からすれば、ひとつわかりやすくなつた点かと思います。

もう一点、細かな点ですけれども、売り主の過失を要するかということについて、また違いがあつたかと思つております。

法定責任説による、担保責任というものを、有償契約における対価的均衡を維持するための特別な責任と捉えておりましたので、無過失責任と構成されることが自然かと思っておりました。また他方、契約責任と考えれば、これは契約責任で構成されることがあります。しかし、判例は、他人の財産を対象として贈与契約を成立させることはできないというように読めるわけですが、

も、いわゆる四百十五条の特例ということで、無過失責任とも構成されるというふうに承知をしておりますけれども、この売り主の過失の点について今般の改正でどのようになつたか、お教えください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただきました点につきましても、現状の学説はさまでございます。

これも端的に改正法案の内容を申し上げますと、売り主は、売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す債務を負い、引き渡された目的物が売買契約の内容に適合しないときは、買い主は、債務不履行があつた場合の一般的な規律に従つて損害賠償をすることができます。したがいまして、損害賠償の要件としても、四百十五条の売り主の帰責事由が必要になるというふうに考えております。

なお、代金減額請求も可能となつておりますが、この点につきましては、帰責事由がない場合であつても、代金負担の軽減の限度では救済を求めることが可能でございます。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

続いて、今度は贈与契約について質問させていただきます。

贈与契約については、現行法は「自己の財産」というふうに目的物を限定しているよう規定をしております。すると、贈与契約について質問させていただきます。

○吉田(宣)委員 お答えいたします。

現行法の五百四十九条、これは贈与の規定でございますが、これによりますと、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意

思を表示し、相手方が受諾することによって、他人の財産を生ずる」としておきますため、これは、

その効力を生ずるとして贈与契約を成立させることがあります。しかし、判例は、他人の財産であつても贈与

契約を有効に成立させることができるというふうに解釈しております。

そこで、改正法案におきましては、民法を国民一般にわかりやすいものとするために、現行法のことにして、自らの財産には限らないということを示しておるわけでございます。

○吉田(宣)委員 判例が認めたものを明文に取り込んだというふうな理解だと承知をいたしました。

済みません、一問飛ばさせていただいて、十番目の質問に移らせていただきますけれども、他人物贈与の贈与者の義務ですね。

贈与者は、取得義務までは負わないけれども、その権利を取得した場合にはそれをきちっと受贈者の方に移転をする義務を負つというふうな明文の規定をつくるべきじゃないかという考え方があつたと承知をしておりますが、今般の改正法案の中には反映されていないようでございます。その理由について端的にお聞かせください。

○小川政府参考人 御指摘いただきましたように、改正の過程では、他人物贈与の贈与者は、取得義務まで負わないが、その権利を取得した場合にはそれを受け贈者に移転する義務を負うという提案がされておりました。もつとも、今申し上げましたような契約の内容が当事者の通常の意思に合致するのかどうかという点については問題があるといふところでございます。

また、他人物贈与を有効としました最高裁の判例は、むしろ贈与者に取得義務があるんだという認定をしていましたという理解でございます。

こういった点を踏まえまして、他人物贈与者の責任について、贈与者が取得義務を負わないとの規定を設けることはせず、贈与者が取得義務を負うかどうかについては、これはもう個別の事案ごとの判断に委ねるということとしたわけでござります。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。続いて、また一問飛ばさせていただいて、時間

の関係で最後の質問とさせていただきますけれども、この贈与の規定、私が大学で勉強したときに取り消しというふうな規定がされていたんですね。これが平成十六年の改正によって「撤回」というふうに文言が変わつております。今

般の改正ではさらにこれが「解除」と変更になつてゐるわけでございますけれども、この変遷といいますか、理由についてお教えいただければと思

います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

御指摘いただきましたように、まず、平成十六年の改正で取り消しから「撤回」に変更されております。これは、取り消しといふのは意思表示に瑕疵がある場合での用語ということでございますので、一般的な学説の指摘に従いまして、瑕疵のある場合ではない場合も含みます撤回という用語を使つたわけでございます。

ただ、撤回が、一般的にはやはり意思表示そのものの撤回ということはございますが、今申し上げました五百五十条の理解は、契約それ自体の効力を否定するという意味で「撤回」という表現を使つておりましたので、むしろ、そうであるとすれば解除の方が適切であろうということで、あるいは民法におけるその他の用語の統一等の観点から「解除」、「撤回する」という用語を、五百五十条につきましては「解除をする」に改めることとしたものでございます。

○吉田(宣)委員 ありがとうございました。時間が参りましたので終了いたします。

○鈴木委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 おはようございます。民進党、信州長野の井出庸生です。本日もよろしくお願いをいたします。

早速、まず大臣に伺いますが、共謀罪、テロ等準備罪、この正式名、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案、けさ閣議決定をされて、大臣のこれまでおつしやつてきた成案を得たという段階になつた

といふことでよろしいかどうか、端的にそこだけ確認をさせてください。

○金田国務大臣 井出委員の御質問にお答えいたしました。

そのとおり考へている次第であります。

○井出委員 これまでには、成案を得ていない、そ

ういうお話をありましたので、私も、罪刑法制定義の大切さでありますとか、中身に踏み込まない話をしてまいりましたが、成案を得たということ

で、きょうは、まずその中身、法案の目的と名前、特に法案の名前というところについて議論をしていきたいと思います。

資料をお配りしております。

資料の一、私の汚い字が書いてあって恐縮ですが、これは三月二十日、毎日新聞朝刊の六面の記事、「共謀罪」報道割れる表記、この記事によりますと、新聞報道で、この法案、見出しに「共謀罪」というものを使つているのが毎日新聞、朝日新聞、日経、東京。それから、見出しに「テロ等準備罪」などを使つて、いろいろが読売、産経、等準備罪などを使つて、いろいろが読売、産経、N.H.K.

その記事のところで赤と緑でそれぞれマークー

を引いておりますが、注目するべきは、

毎日の十一、十二日の世論調査では、「政府は、組織的な犯罪集団が犯罪を計画した段階で处罚する法案を今の国会に提出する方針です。対象になる犯罪を当初予定していた七百弱から半分以下に減らしましたが、一般の人も捜査対象になるとの指摘があります」

こういう問い合わせをしたときに、この法案に対して反対が四一%であった、賛成三〇%。

一方、これはN.H.K.なんですが、

「政府が、組織的なテロや犯罪を防ぐため、犯罪の実行前の段階でも处罚できるよう、「共謀罪」の構成要件を厳しくして「テロ等準備罪」を新設する法案」

こういう問い合わせをN.H.K.が十日から十二日、毎日とほぼ同時期ですね、この問い合わせについては、法整備が必要だという答えが四五%を占めた。

同じ法案でございます。聞き方はマスコミのそれぞれの観点があるかと思いますが、その聞き方によつて大きく賛否が偏つてゐるという状況で、結果として国民の理解が深まつてゐると言えるのかどうか、その点について大臣の感想をいただきたいと思います。

○金田国務大臣 まず、報道機関の報道のあり方とか内容につきましてはコメントは差し控えさせていただきたい、このように考えます。

その上で、このテロ等準備罪におきましては、私どもは、対象となる団体を明文で組織的犯罪集団に限定することによりまして、一般の会社、市民団体、労働組合、こういった正当な活動を行つてゐる団体が適用対象とはならないということを一層明確にすることができた。それから、犯罪の計画だけでは处罚をされない、実行準備行為があつて初めて处罚の対象とするんだということになりますと、内心を处罚するものではないということについても一層明確にすることができた。こういうふうに、このテロ等準備罪の成案については考へておるわけであります。

したがいまして、これまでに過去の国会での質問において示されました不安や懸念を払拭する内容になつていているんだということを受けとめております。

また、テロ等準備罪の検査といふこともかつて御質問があつたんですけれども、他の犯罪の場合と同様に、刑事訴訟法の規定に従つて必要かつ適正な検査を行うものと考へております。

これまでの国会審議の場においては成案がまだ得られていない段階だつたんですけども、きょう閣議決定を経て成案を得たわけでございますから、さまざまな御指摘について、具体的な法案の内容に基づいてしっかりと誠実に御説明を申し上げていく、そして、先生方と議論を重ねていきた、こういうふうに考えておる次第であります。

○井出委員 集団を限定し、それから、実行準備行為を加えて内心というものを处罚しない、そういうことで、この法律について、冒頭、その呼称

のテロ等準備罪をもう一度使われておりますが、法案の名前というものは法案の核心、法案の一一番大事なところをやはり端的にあらわさなければいけない。

これまでの委員会の質疑の中で、さんざん多くの先生方と議論があつたかと思いますが、端的に申し上げますと、共謀罪、テロ等準備罪というものは合意を処罰するものではないか、成案によれば計画だと思いますが、テロ等準備罪、共謀罪は、計画を処罰するものであつて準備行為単体を処罰するものではない、合意や計画だけじゃ曖昧だから、懸念があるから実行準備行為をとる。しかし、それはまさに、本質的には計画を処罰することが目的である、ここは異論ないとと思いますが、それでよろしいですか。

○金田国務大臣　ただいまの御指摘に対しまして

は、計画に加えて準備行為が行われた場合に処罰の対象とするというふうに違つておる、このように考えております。

○井出委員　先日の委員会の質疑の中で、たしか

自民党の宮崎委員との質疑の中の答弁だったと思いますが、予備罪は予備行為を処罰するものであつて合意を処罰するものではない、それでは条約に入ることができない、条約の趣旨に合致をしないと。山尾委員からも質問があつたのですが、この法律の大きな目的は条約に入ることだと。

それは、まさに合意、計画を処罰するための法

律をつくる、それに尽きるんじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○金田国務大臣　御指摘の中で、もちろん、その要件として、処罰の対象としては合意というものが入っているわけあります。

○井出委員　合意といふものも入つておるではな

く、合意を処罰、計画を処罰するために準備行為をつけておるんじやないんですか。

○金田国務大臣　同じことを申し上げることにな

ると思うんですが、実行準備行為を行つた場合に計画を処罰する。もちろん、組織的犯罪集団が対象であります、そういうふうに考えております。

○井出委員　これまで共謀罪、陰謀罪というものは、刑法の中でもわざわざありました。しかし、今回、「一百七十七の対象犯罪でしょうか、そ

うしたものについて、合意が、計画があり、実行準備行為があれば処罰をする。

しかし、もう一度聞きますが、実行準備行為を

とるのは、最終的には、計画、合意、そこを処罰することが一番の目的で、そのきっかけ、明らかに見えた形として実行準備行為というものを

とつてたのであって、やはりこの法律の目的と

いうものは計画、合意を処罰することにほかなら

ない、ここは異論はないはずだと思いますが、も

う一度お願いいたします。

○金田国務大臣　実行準備行為を伴う計画を処罰する、そういう考え方であります。

○井出委員　なかなかかたいなと思いますので、少し観点を変えたいと思いますが、きょうは、法案の大きな目的、趣旨が名前と合致するかというところを伺いたい。

合意、計画と実行準備行為があつて処罰をする

といふことを繰り返しおっしゃられていますが、過去に共謀罪の法案を審議してきたときに、政府原案は、「団体の活動として」、まず、その「行為を実行するための組織により行われるもの」遂行を共謀した者は、「刑に処す」と。

それから、自公修正案、平成十八年四月に一度出ておりました。これは、団体の活動に別表を設けて限定をした。「その共謀をした者のいづれかによりその共謀に係る犯罪の実行に資する行為が行われた場合において」と。

それからさらに、平成十八年の自公修正試案、

これは会議録にしか残っていないと聞いておりま

すが、共謀のところは、「具体的な謀議を行い、これを共謀した者」、または「共謀をした者のいづ

れか」、「その共謀に係る犯罪の実行に」おいて「準

備その他行為」と。

過去の議論でも、組織犯罪集団を限定し、そして共謀に加えて実行準備行為をした者という限定はやつてきました。しかし、過去の議論において、政

府・与党は、この法案について一貫して組織的な犯罪の共謀という表現を使わせてきました。

今、大臣が新法案について御説明したものと、私が読み上げました過去の自公修正案といふもの

は、全く変わらないんじゃないですか。どうして名前だけ変わるんですか。

○金田国務大臣　ただいま、かつての共謀罪の与党修正案についてお話をがありました。

まず、このたびの政府提出法案についての政府見解をその修正案というものは答弁したものではないわけでござりますから、このたびは政府提出法案についての政府見解を答弁させていただきたい、このように考えております。

そして、その上で、かつての共謀罪とテロ等準備罪はなぜ違うんだというふうにおっしゃる思

うんですが、その点につきましては、主体を組織的犯罪集団に限定して、実行準備行為があつて初めて処罰することになつておるわけでありました

ちつと説明ができないようでは、過去の議論におついて国民の懸念を払拭できなかつた、そうおつしやつているのは大臣なんですよ。その懸念を払拭するために、過去の法案、特にきょう私が聞きたいのは、過去の与党が出した修正案との違い、一体何が違うのか、もう一度明確にお答えください。

○井出委員　過去の修正案とは違つて、きょう閣議決定された本案について、集団を限定した、実行準備を加えた、そういうことをおっしゃられる

んですが、過去の法案議論、修正案との違いをき

つて、これは、共謀したことのみで処罰されるかつての共謀罪とは別物なんだということをまず申し上げておきたいと思います。

そして、その上で、かつての共謀罪とテロ等準備罪はなぜ違うんだというふうにおっしゃる思

うんですが、その点につきましては、主体を組織的犯罪集団に限定して、実行準備行為があつて初めに処罰することになつておるわけでありました

ちつと説明ができないようでは、過去の議論におついて国民の懸念を払拭できなかつた、そうおつしやつしているのは大臣なんですよ。その懸念を払拭するために、過去の法案、特にきょう私が聞きたいのは、過去の与党が出した修正案との違い、一体何が違うのか、もう一度明確にお答えください。

○金田国務大臣　過去と違いますのは、今回は政

府案としてお出しをしているということを先ほどから申し上げておるつもりであります。

○井出委員　全く質問に正面から答えていただけないと思います。

きょうは名前とその法案の中身について伺いま

す。

○金田国務大臣　一二〇〇七年の二月二十日、自民党法務部会案

刑法検討に関する小委員会の検討結果に示された修正案骨子、これは会議録にも残つてないのですが、これは、自民党において、外務省、法務省も交えてまとめた内容だと聞いております。

この法案の対象の犯罪を、この部会の小委員会でまとめたものは百二十九から百六十二に限定を

する、それから共謀と実行準備行為が行われない限り処罰されない、その辺は一緒でござります。

それから、組織的な犯罪集団がテロ等の謀議の対象犯罪等を実行する団体のみを対象とする、さまざまの限定をかけておりますが、それでも、この

ときの小委員会がこの法案に何という名前をつけたのか。テロ等謀議罪なんです。過去の与党の取り組みの方が、名前のつけ方の方が私はよっぽど正直であったと思います。

テロ等準備罪という名前は、少なくとも、二百七十七の計画について処罰をする、二百七十七計画处罚罪でもいいですよ。それが一番、この法案の中と名前と合致する、そういうことなんじやないでしょか。大臣、いかがですか。

○金田国務大臣 ただいまの御質問にお答えをいたしました。

本罪は、組織的犯罪集団の関与する犯罪実行の計画をしただけでは处罚されないのであります。実行するための準備行為が行われて初めて处罚が可能となるものであるために、このことを端的にあらわすために準備罪としたものである。そしてまた、テロ等というふうに呼称されておりますのは、国内外の犯罪実態を考慮するときに、組織的犯罪集団の典型がテロリズム集団であつて、テロリズム集団によります重大な犯罪の典型がテロである、こういうことを踏まえまして、本罪が対象とする犯罪を端的にあらわすためにテロ等としたものでありますから、テロ等準備罪という呼称になるわけであります。

○井出委員 準備行為というものが一体いかほどであるかは後の階先生や坂先生に質疑を深めていただきたいと思いますが、テロ等について伺います。

テロ、テロリズム集団その他の組織犯罪集団という言葉を使われるようですが、これまでの答弁ですと、一つテロ集団がある、そのほかに、暴力團がある、それから詐欺集団がある。テロリズム集団を例示されるということは、テロリズム集団その他の組織犯罪集団といふことは、やはり、テロリズム集団と同等のものと読み解くのが私はオーソドックスかなと思っておりますが、そのテロリズム集団と暴力團、テロリズム集団と詐欺集団がやろうとしている犯罪の目的、それから犯罪

の実行態様、形態というものは本当に一致している、対等なものと言えるんでしょか。

○金田国務大臣 ただいまの質問の中での同等という考え方ではなくて、重大な犯罪を目的としているかどうかという観点からの例示である、このようにお考えいただきたいと思います。

○井出委員 重大な犯罪を防ぐことが一番の目的であつて、テロが主目的ではないという」とでよろしいんですか。

○金田国務大臣 先ほどから申し上げております、本罪による处罚の対象として典型的に想定されれる重大なものがテロであります。したがいまして、テロを例示したものであります。

そして、その等というのは、先ほども申し上げましたが、テロリズム集団を含む組織的犯罪集団が行うテロ行為以外の重大な組織犯罪を指す、このように受けとめていただきたいと思います。

○井出委員 テロの定義というものを考えます

と、政治的ですとかいろいろな考え方、主張というものがあつて、大量の人を殺りきる、それから、建物をぶつ壊したり、財産をうのを破壊する。その主張、考え方と、それに基づく甚大な結果と、その二つが重ね合わざつて初めてテロといふ定義がされるということは、日本においても、それからアメリカ、イギリス等を見ても変わりがないと思います。

暴力團や詐欺集団というものは、そういう特定の主義主張があるのかないのか、それからまた、それだけの大規模な殺りく、それから、ビルなどを破壊する、そういう犯罪形態というものをとり得るのかどうかというところは、私は、法律の定義からすれば若干の疑問を感じている。

重大犯罪の典型がテロである。重大にも幅があると思いますが、テロ等で、暴力團、詐欺集団、テロリズムをくるのであれば、テロ等準備罪、その名前ではなくて、やはり重大犯罪準備罪、重大犯罪計画罪、そぐえていただく方がいいと思いませんが、いかがですか。

○金田国務大臣 国内外の、先ほど申し上げまし

たが、犯罪の実態を考慮した場合に、本法案におけるテロ等準備罪が対象とする組織的犯罪集団の典型例はテロリズム集団である、そして、テロリズム集団による重大犯罪の典型はテロである、このように考えておる次第であります。

○井出委員 この法律の主目的はTOC条約に入ることだと思います。そこは、与党も野党も政府も問題ないのかと思います。

○井出委員 この法律の起草過程、先ほどございました尾崎久仁子さんという国際的に今なお活躍の方の本からまた少し一節を紹介したいんですけど、この条約、国際組織犯罪防止条約というものは、組織犯罪に焦点を当てるため、犯罪組織によって敢行され、国際的性質を帯びていれば全ての重大犯罪が対象となる、さらに、国際性や組織性は捜査の当初から明確であるとは限らないので、現実にはほとんどの犯罪がこの条約の影響を受けることとなつてゐる。

本来であれば、この条約に入るためには、重大な犯罪に対する計画、合意。それを推進する行為、実行準備行為をつけてもいいでしょ。重大な犯罪の計画を取り締まることが一番の目的であつて、テロ等準備罪とテロを前面に押し出すと、この方の本によると、テロリズムの定義といふものは国際的に定めることはなかなか難しい、それはなぜかといえば、一般的に言えば、途上国が民族解放闘争を行う自由の戦士の行為はテロの範囲から除くべきであるとの主張がある、そういうのを絶対に排除するべきであります。

○金田国務大臣 ただいま外務政務官からお話をありました。繰り返しになる部分があらうかとは思いますが、やはりテロ活動と国際的な組織犯罪との間には強い関連性があつて、TOC条約については起草段階からテロ活動を対象に議論が行われてきた、このように承知しております。テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止するための枠組みがTOC条約であった、このように承認をしておる次第であります。

私は、大臣に当初から申し上げてまいりましたが、その点を、果たしてこの名前で条約に入れるのかどうか、そのことを問いたいと思います。

○武井大臣 政務官 条約の趣旨ということでござりますので、趣旨、観点ということで外務省からお答えしたいと思います。

まず、先ほど来法務大臣より御答弁もございましたが、一般論として、国際的な組織犯罪とテロ行為の間には強い関連性があるということは指摘をされているところでございます。

本条約の起草過程、先ほどございました尾崎さんはアドホック委員会に入つておつたわけでござりますが、この起草過程におきましても、対象犯罪を具体的に列挙すべきではないかという議論の中で、テロ行為といふものもその対象になつてたところでございます。

また、本条約を採択いたしました二〇〇〇年十一月の国連総会の決議でございますが、こちらにおきましても、国際的な犯罪集団とテロとの関連が拡大をしていくという議論がございまして、本条約が犯罪行為と闘うための有効な手段であるとされています。

このように、本条約は、テロを含む幅広い国際的な組織犯罪を一層効果的に防止する枠組みであると言えると考えております。したがいまして、本条約の義務を担保する罪の名称としてテロ等準備罪といふものは適切であるというふうに考えております。

大臣の辞任を求める、そういうスタンスであることはきょうも変わりません。名前については、冒頭申し上げましたように、名前、質問の仕方によって世論が真っ二つに見解が分かれる、本当に国民に理解を求めていくためには、そこの審議を尽くしていかなければいけないということが一点あります。

それから、前回の委員会で、大臣は、私の質問に対し、幾つか大変いアドバイスをいたいたたというような答弁をいたしました。しかし、それが成案ですか成案上に反映されたとか、形にならなければ、答弁だけではなくて、やはりそういういつたものをしっかりと受け入れて形にしていただかなければ辞職を求めるスタンスというものは変わらない、そのことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。本日もよろしくお願ひいたします。

今、井出委員からも共謀罪法案の名称についていろいろ議論がされましたけれども、私は、特にテロ等準備罪と法案に書かれておりませんので、従来どおり共謀罪法案ということで以下質問させていただきます。

まず、お手元に資料を配らせていただいておりますが、こちらは、三月九日付の法務省の事務連絡といふものから抜粋したものです。これは、三月二日に一回協議したもので修正しましたよというところの御疑問がある中で修正しましたよということで、これについて意見があつたら申し出てくださいねということで法務省から各府省に対して流したものだと承知しております。

ところで、きょう閣議決定された共謀罪法案、この「修正前」、「修正後」の「修正後」の方で最終的には決着したということによろしいですか。確認です。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいたいと思います。

名前については、冒頭申し上げましたように、名前、質問の仕方によって世論が真っ二つに見解が分かれる、本当に国民に理解を求めていくためには、そこの審議を尽くしていかなければいけないということが一点あります。

それから、前回の委員会で、大臣は、私の質問に対し、幾つか大変いアドバイスをいたいたたというような答弁をいたしました。しかし、それが成案ですか成案上に反映されたとか、形にならなければ、答弁だけではなくて、やはりそういういつたものをしっかりと受け入れて形にしていただかなければ辞職を求めるスタンスというものは変わらない、そのことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思います。

ただ、この御質問でござりますが、事前通告がないといふことが一点あります。

それから、前回の委員会で、大臣は、私の質問に対し、幾つか大変いアドバイスをいたいたたというような答弁をいたしました。しかし、それが成案ですか成案上に反映されたとか、形にならなければ、答弁だけではなくて、やはりそういういつたものをしっかりと受け入れて形にしていただかなければ辞職を求めるスタンスというものは変わらない、そのことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思います。

○鈴木委員 では、質問をかえますよ。

○階委員 では、質問をかえますよ。

六条の二の条文について、今ここで読んでください。「修正後」の内容と同じあれば、同じですと言つていただければ結構です。(発言する者あり)

○金田国務大臣 きょう閣議決定になった条文の内容を読ませていただきます。

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為は、その計画をした者のいずれかによりその計

画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(階委員「ここまで結構です」と呼ぶ) ああ、そ

うですか。

○階委員 ありがとうございます。まさにきょうお配りした資料の「修正後」に書かれているものと全く同じ内容がきょう閣議決定されたということが確認できました。

そこでお尋ねします。

私の二月一日の予算委員会での質問に対する答弁で、組織的犯罪集団とは、テロ組織、暴力団、薬物密売組織といったことに限られるということです。

大臣は答弁されました。しかし、今おっしゃつた定義では、「テロリズム集団」というのは例示

として挙がっていますが、「その他の組織的犯罪

なくて、三月九日付の刑事法制度管理官事務連絡の確認が直ちにはできません。したがつて、御指摘の書面の内容についてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、以前の答弁は事例として申し上げた例であります。そして、今回は、この条文の中において、しっかりと組織的犯罪集団、そしてその定義を置いています。

○階委員 これは、今まで、一般人が組織的犯罪集団に含まれるかどうかということで、私も国会で何度も質問しました。同僚も何度も質問しました。そういう中で出てきた答弁が先ほど申し上げた点なんですよ。そのことについて、検討段階は

示すだつたということで、何か、テレビ入りの審議のときにはテロ組織、暴力団、薬物密売組織に限られると言つておいて、なぜここに来て例示

だつたという話になるんですか。

では、前回、二月一日の答弁は撤回してくださいます。(発言する者あり) 何をおっしゃつているんですか。成案が出たときに答弁すると言つてているんだから、だから成案が出たから答弁を求めているんですよ。

○金田国務大臣 テロ等準備罪は一般の方々が处罚の対象となることはない、このように考えておられます。それは、テロ等準備罪につきましては、対象となる団体を組織的犯罪集団に限定しているからであります。

組織的犯罪集団というのは、一定の重大な犯罪等を行うことを構成員の結合関係の基礎としての共同の目的とする集団をいうことになりますから、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、テロリズム集団、暴力団、麻薬密売組織、振り込め詐欺集団などに限られることがあります。

このような適用対象となる団体の限定により、

この後、二月十六日、山尾委員に対する文書での答弁が出てくる中で、「もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当である」ということで、この段階では、反復継続の要件が消えております。そして、きょう閣議決定された中にも、反復継続といふ言葉が出てきておりません。

その後、二月十六日、山尾委員に対する文書での答弁が出てくる中で、「もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適當である」ということで、この段階では、反復継続の要件が消えております。そして、きょう閣議決定された中にも、反復継続といふ言葉が出てきておりません。

一月二日の答弁で「反復継続」と言つていたものは、なぜ法案の中に入つていらないんでしょうか。

二月二日の答弁について確認します。二月二日のものは間違つたのかどうか、お答えください。

○金田国務大臣 階委員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

どのような場合に、正当な活動を行つていた団

体について、団体の結合の目的が犯罪を実行する

ことにある団体に一変したと認められるかという

ことの説明、これを踏まえてのお話であろうと思

います。

ここで言う「変」という言葉をしっかりと踏まえ

ていただかなければいけないわけですが、一変と思

いうのは、一瞬にして変わるとかそういうことではありません。一変というのは、性格がすっかりと変わる、そういう意味であります。それは御承知かとは思いますが、念のために申し上げております。

御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であります。しかしながら、あくまで一般論として申し上げれば、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するか否かは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を実行することにあるか否かによって判断されるものである、このように申し上げることができます。

その上で申し上げると、もともと正当な活動を行っていた団体につきましては、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたいと考

思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようにならぬものであります。

○階委員 今、通常ということを言つたので、必ずしも反復継続ということは必須の、要件という言葉がおかしければ条件と言つますが、必須の条件

ではないといふうに承りました。

したがつて、二月一日の答弁と山尾委員に対する文書による答弁、どちらが正しかか、どちらがより正確かといえども、反復継続性がなくとも組織的犯罪集団に該当する条件と理解してよろしいですか。二月二日の答弁は明確に「反復継続」というふうに言つていますから、そうではなくて、山尾委員に対する答弁書が正確だという理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 お答えしますが、ただいま答弁で申し上げたとおりであります。

○階委員 だから、山尾委員に対する答弁書が正しいことによろしいですか。二月二日の答弁では「反復継続」ということを明確におつしやられていたから、これが必須の条件かどうかといふことを確認したところ、先ほど、通常の場合は

という限定をつけられた。したがつて、山尾委員に対する答弁書が正しいということを言つていただければ結構です。よろしいですか。答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であります。一概にお答えすることは困難であります。

○金田国務大臣 御質問の点は、個別具体的な事

案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であります。一概にお答えすることは困難であります。しかし、あくまで一般論として申し上げますと、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するか否かは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を実行することにあるか否かによって判断されるものであります。

その上で申し上げますが、もともと正当な活動を行っていた団体については、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようにならぬなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたい、このよう

に該当すると認められるものは想定しがたい、このよう

に該当すると認められることは想定しがたい、このよう

に該当すると認められるものは想定しがたい、このよう

というのは、反復継続性が必ずしも求められない、反復継続性がない場合でも組織的犯罪集団に当たる場合があり得るということになると、先ほどのペーパーを見てください、確かに冒頭の方で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」とい

うことで、その定義が括弧書きの中にあって、その後、「の団体の活動として、当該行為を実行す

ります。」とあります。この場合は、認定せざるを得ませんねと

これが、一号、二号に共謀罪の対象犯罪がある

ことですけれども、こうした一号、二号、所定の犯

罪を組織的に遂行しようと二人以上で仮に計画し

たとしましよう、その人たちがある会社に属して

いたとしましよう、この場合に、二人以上で計画

したという事実をもって組織的犯罪集団に後づけ

で認定される可能性はないのだろうか。つまり、

所定の犯罪の組織的な遂行を計画したということ

をもって、団体の結合目的が一変したと直ちに認

定され、後づけで組織的犯罪集団だと言われる

可能性があるのではないか。反復継続性の条件が

必ずしも要求されないということは、そういう論

定されて、後づけで組織的犯罪集団だと言われる

可能性があるのではないか。反復継続性の条件が

必ずしも要求されないということは、そういう論

定され、後づけで組織的犯罪集団だと言われる

可能性があるのではないか。反復継続性の条件が

必ずしも要求されないということは、そういう論

定され、後づけで組織的犯罪集団だと言われる

可能性があるのではないか。反復継続性の条件が

思つております。

○階委員 いろいろなことをお話しされたので、ちょっと私は趣旨がよくつかめなかつた部分もあるけれども、要するに、一変したということをどう

いうことも容易かなと思うんですねと、このように認定するかということが問題になるわけ

ですね。

反復継続性の要件があれば、過去にそういうこと

とがあつたのでこれは認定せざるを得ませんねと

いうことも容易かなと思うんですねと、このように認定するかということが問題になるわけ

ですね。

○金田国務大臣 一定の犯罪を犯す合意のみでは

足りないわけでありますね、申し上げているよう

に。テロ等準備罪を適用するには、主体が組織的

犯罪集団であること、すなわち、結合の目的が犯

罪を実行することにある団体であると認定される

必要があります。単に、団体の中で一定の犯罪を

犯す合意があることが認定されるだけでは足りません。そのため、組織的犯罪集団の要件は、合意や実行準備行為とは別の、独立して意味のあるものであります。御指摘のようないくつかの要件は、

独立的というよりは、むしろ、共謀があつたといふことから従属性的に導かれるような要件ではない

かというような問題意識を持つています。

そこで、組織的犯罪集団、もともと正当な目的

を有する企業とかサークルとかNPOとか、そ

いつた団体が、目的が一変した場合に、一変した

と認定された場合に、私はこれ、何度も予算委員会でも質問しましたけれども、一変したけれども、それを知り得なかつた、普通のその集団の構成員の人たち、この方たちはやはり組織的犯罪集団の

一人として捜査対象にはなり得るのかどうか、この点について確認の答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問にお答えをいたします。

組織的犯罪集団というのは、構成員の結合の目的が一定の重大な犯罪を実行することにある団体ということになろうと考えております。

したがつて、犯罪に荷担していることを知らない人たちが、一定の重大な犯罪を実行することを共同の目的として結合しているということは言えません。したがつて、組織的犯罪集団の構成員とは言えませんし、テロ等準備罪の故意もないということになろうと考えております。

○階委員 すなわち、具体的に言えば、普通に会社を経営していました、ところが、あるときからリフォーム詐欺をやるようになりました、しかし、一般の社員は従来どおり営業活動をしていましたといった場合に、同じ会社の中で、組織的犯罪集団の構成員になる人とならない人がいる、こういう理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えします。そのとおりになるかと思います。

○階委員 それは明確になりましたけれども、実際上の問題として、同じ会社にいる人たちの中で、この人は組織的犯罪集団の構成員、この人は普通の社員ということを仕分けするのはどうやってやつていくんでしょうか。やはり社員全体の個別のメールであるとか活動であるとか、こういうものを監視した上で、この人は構成員、この人は普通の社員ということを仕分けしなくてはいけないのではないか。いかがですか。

○金田国務大臣 捜査というものの中の御質問だ、こういうふうに受けとめております。

最初に申し上げましたように、階先生の質問は非常に重要な質問が多いので、ぜひ事前に御通告いただくとありがたいというのは最初に申し上げたとおりであります。そうしますと、立派な答弁を直ちにできるかなというトライをしてみたい、こういうふうに考えております。

それはそれといたしまして、捜査の場合は、嫌疑があつて初めて、刑事訴訟法の手続にのつとつて必要かつ適正に行われるものである、このように考えております。そういう意味において、このテロ等準備罪を理由に、そうした観点を失つた検査というものは行われないものと考えております。

○階委員 同じ組織の中で、組織的犯罪集団の構成員かどうか、これを見分けるのは、当然個々の活動、個々のいろいろな発信、こうしたものをチエックしないとできないわけでありまして、一般市民が監視対象になる、これこそまさに多くの国民が懸念していることだと思います。

きょうのやりとりだけでは、やはり従来の共謀罪に示されていた国民の懸念は払拭されないと思っていますし、法案の段階で答えると言われていた、宿題になつて成案の段階で答えていた、宿題になつて成案の段階で答弁すると言わわれていましたので、きょう質問させていただきました。また時間を改めて、引き続き、たくさん宿題がありますので、質問させていただきます。

○階委員 終わります。

○鈴木委員長 次に、逢坂誠一君。

○逢坂委員 民進党の逢坂誠一です。

きょうは、ちょっと喉が痛くて、余り体調がすぐれないんですけども、頑張ってやりたいと思います。

まず、幾つかやじが飛んでいた、そのやじに一々答えるというわけではないんですけども、きょうのところは、私は議論を深める上で非常に大事なことだと思います。

だがしかし、やりとりの中で質問がだんだんほかへ派生していくと、これは、それが、あるいは、通告したことだけにしか答えられないと言つてあるならば、国会の場が、これはちょっと悪いかもしませんけれども、学芸会になりかねない、しかも、政府が答弁するシナリオを見せてもらえない学芸会になりかねないので、そこは、質問が派生していくと、することは御理解いただきたいと思います。

それから、閣議決定される前になぜ、それではそこで、私は、きょうはこの共謀罪の法案について議論をしていたんだという話であります。これも繰り返しております。

党の修正案と今回の閣法の違いは何だと、いうふうに井出委員が聞いたわけですが、政府案として提出していることが違ひだといふうにおっしゃられました。確かに、それはそのとおりだと思います。形式上は、与党の修正案でありますし、今回閣法でありますから、それは違つては当然だと思うんですが、それ以外に違ひというはないんでしょうか。

○金田国務大臣 逢坂委員にお答えをいたしますが、その前に、やはり同じことを申し上げざるを得ないことを御容赦いただきたいと思います。

その後、総理も、今度の、政府が言うところのテロ等準備罪は東京オリンピックのために必須とも言えるものだということを繰り返お話しになつていてるので、あるならば、その中身を聞くなければいけないということでこれまで質疑をしてきたわけでありますので、その点は御理解いただきたいと思います。

そして、その上で、きょう閣議決定されましたので、今後はより踏み込んで、さまざま聞かせていただきたいと思っております。

それから、通告のことについていろいろやじが飛んでおりますが、私も、答弁の立場で長くやつていたこともありますし、若干でありますけれども政府の中、国会議員になつてからも答弁の立場に立つことがございました。したがいまして、その意味からいって、通告というのは、それが、あるというのは、私は議論を深める上で非常に大事なことだと思います。

だがしかし、やりとりの中で質問がだんだんほかへ派生していくと、これは、それが、あるいは、通告したことだけにしか答えられないと言つてあるならば、国会の場が、これはちょっと悪いかもしませんけれども、学芸会になりかねない、しかも、政府が答弁するシナリオを見せてもらえない学芸会になりかねないので、そこは、質問が派生していくと、することは御理解いただきたいと思います。

○金田国務大臣 簡単に申し上げます。

テロ等準備罪は、組織的犯罪集団の団体の活動として、一定の重大な犯罪を実行するための組織により行われるものを利用したことに加えて実行準備行為が行われて初めて処罰の対象とするという、テロ等準備罪であります。

○逢坂委員 重大的な犯罪の合意、計画、そしてそれに伴う実行準備行為、これが、あつて初めて处罚の対象になるのがテロ等準備罪だといふうに理解をいたしました。

そこで、それじゃ、もう一步聞きたいんですけども、大臣、計画それから準備行為、これが、あつて处罚の対象になる、これがテロ等準備罪だといふことは大臣の話でわかるんですが、これはどの時点で検挙できるんでしょうか。計画の段階で検挙できるのか、それとも、準備行為があつて初めて検挙できるのか。

まず、先ほゞ井出委員の質問の中で、過去の与党の修正案と今回の閣法の違いは何だと、いうふうに井出委員が聞いたわけですが、政府案として提

検挙と逮捕は若干違っていますが、検挙は法令用語ではありませんので具体的な定義がないので、多少曖昧な聞き方でありますけれども、一般的に、逮捕よりももうちょっと広い意味合いで検挙の方を使っているのではないかというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

もし、これもわからなければ、後でまた、後日でも構いません。

○金田國務大臣 テロ等準備罪の成立というものを考えた場合には、組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪の計画に加えて実行の準備行為が行われることが成立の要件にならうかと思います。

○逢坂委員 私が聞いたのは、犯罪の成立の要件ではなくて、検挙できるのはどの時点かということです。計画の段階で検挙できるのか、それとも、準備行為までいかなければ検挙できないのかということを聞いたんです。

○金田國務大臣 テロ等準備罪の嫌疑が認められたときと考えております。

○逢坂委員 テロ等準備罪の嫌疑が認められるというふうになるのか、あるいは、準備行為まで入った段階で嫌疑になるのか。

この点は、実はこれまでの国会のやりとりの中でも何度も聞いている話でありますて、これは成案が出ないと見えないというふうにおっしゃっておられたので、これは非常に初步的な問題だとうふうに思いますので、大臣、いかがでしようか。これがもし答えられないとするならば、これはなかなか、私は残念なことだなというふうに言わざるを得ないですが、いかがでしようか。

○金田國務大臣 具体的な事案に応じてさまざまなケースがありますので、一概には答えられないと思います。

○逢坂委員 きょうの段階では、ということですね。それは絶対あり得ないんだというのなら、それぞれの事案に応じて判断をするという答弁にはならないはずなんですね。場合によつてはそういうこともあり得るということに理解をしてよろしいでしようか。

○金田國務大臣 申し上げましたのは、嫌疑が認められた場合には捜査はあり得る、こういうふうに申し上げたつもりであります。

○逢坂委員 以前に、大臣も御記憶かもしませんけれども、予算委員会だったと思いまけれども、私から、合意する行為 今のおつしやつての法条で言うところの計画する行為と準備行為の境目というのは実際はなかなかわかりづらいというのが世界でもいろいろ議論されているところだ、だからこれはなかなか大変なんですねと。準備行為を附加したからといって、それが従来よりも、構成要件と言つてよいか処罰要件と言つてよいか今までつきりしておりませんけれども、それが厳しくなつたかどうかはまだわからないというの私は二月の予算委員会の段階だったというふうに思つてます。そこで、改めてきょう聞いているわけだと思います。

そこで、今までの答弁からしてみますと、明確に計画段階では検挙しないというふうに言わなければ、それぞれ事案に応じて判断をする、嫌疑が出た段階で場合によつては捜査に入る可能性もあるというふうに言つてはいるわけですから、そこでの新共謀罪、この創設の目的は何ですか、あるいは立法事実について教えていただけますか。

○金田國務大臣 私どもからしますとテロ等準備罪、この創設の目的は何かということであろうと思います。

政府が言つところのテロ等準備罪、我々が言うところの新共謀罪、この創設の目的は何ですか、これがまだわからぬといふふうに思つてます。そこで、改めてきょう聞いているわけだと思います。

そこで、今までの答弁からしてみますと、明確に計画段階では検挙しないというふうに言わなければ、それぞれ事案に応じて判断をする、嫌疑が出た段階で場合によつては捜査に入る可能性もあるというふうに言つてはいるわけですから、そこで、このテロ等準備罪、新共謀罪の立法事実は何かということを随分問われていたかと思います。立法事実については、大臣の頭の中にたくさんあるというような発言をしていましたかというふうに思つてますが、立法事実、一つでも構わないんですが、教えていただけますか。

○逢坂委員 T.O.C条約の締結が目的であることは理解をいたしました。

大臣、改めてありますけれども、以前の議論の中で、このテロ等準備罪、新共謀罪の立法事実は何かということを随分問われていたかと思います。立法事実については、大臣の頭の中にたくさんあるというような発言をしていましたかというふうに思つてますが、立法事実、一つでも構わないんですが、教えていただけますか。

○金田國務大臣 逢坂委員の御質問にお答えします。

三年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えています。こうした中で、昨今の国内外のテロ組織による犯罪を含む組織犯罪情勢といったものを考えてみますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止する、これと闘うための国際協力が可能とするT.O.C条約を締結することは不可能である、この点が立法事実であります。

そして、T.O.C条約第五条は、締約国に対し、重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団への参加の少なくとも一方を、その未遂または既遂とは別に犯罪化することを義務づけております。しかし、現行法上、参加罪は存在をしません。そして、共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部の犯罪にすぎないわけであります。これに加えて、予備罪は準備行為を处罚するものであつて合意を处罚するものではない上に、相当の危険性がなければ处罚の対象とはならない。

○逢坂委員 一概に言つことが難しいというのは、計画段階で捜査を入れないかというのことを一概に言つことが難しいという理解でよろしいでしようか。

○金田國務大臣 このような段階で捜査に入るかというのは一概には言つことは難しい、このよう

<p>このように、条約と国内法との対比においては、現行法が条約第五条の定める犯罪化義務を満たしていないというその事実によりまして、T.O.C条約を締結するためテロ等準備罪を新設する必要があることは既に示されているものと考えております。</p> <p>○逢坂委員 きょうの答弁、もう少し、議事録、文字になつた段階で精査をさせていただいて、さらに深く議論したいと思いますが、今、大臣、今の日本の現行法規で定められている予備罪は合意を処罰するものになつてないから、合意を処罰する必要があるから今回このテロ等準備罪をやるんだという答弁に聞こえたんですけども、それによろしいですか。</p> <p>○金田国務大臣 先ほど申し上げた内容を一部繰り返します。</p>
<p>現行法上、参加罪は存在しない一方、共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部の犯罪にすぎない。これに加えて、予備罪は予備行為を处罚するものであつて合意を处罚するものではない上に、相当の危険性がなければ予備罪は处罚の対象とはならない。このように申し上げました。</p> <p>○逢坂委員 そこで、きょう、私、資料を用意しました。ちょっとわけのわからぬ資料に見えるかもしれません、一番上がT.O.C条約、その次が新共謀罪、これはいわゆる政府が言うところのテロ等準備罪、そして三番目が新共謀罪の対象犯罪ということで書かせていただきました。時間の流れは左から右へ流れていくということであります。</p> <p>T.O.C条約が求めているのは、合意を处罚するというのは求めているわけですが、オプションとして推進行為はつけていいですよと。国内法の事情によつては、オプションとして推進行為をつけている。このT.O.C条約が言うところのオプションの推進行為といふのは、政府が言うところの事前の準備行為といふように理解をしております。</p> <p>新共謀罪は、合意のところでは必ずしも検挙しないのかするのか、きょうの段階では明らかでは</p>
<p>ありませんけれども、私は、とりあえず合意の段階では検挙しないということでこの表をつくらせていただきました。</p>
<p>そして、さらに加えて、それじゃ今度、二百七十七ですか、対象になる犯罪がある。対象になる犯罪、下の方から見ていただきたいんです、最も多いのは多分既遂、実際に犯罪行為をやらないと处罚にならないよというのが一番多い類型だろうと思います。だから、未遂も予備もないわけですね。それから、未遂があつて予備がないというのもあるかと思います。詐欺罪なんかはそれに当たるんだというふうに思います。それから、未遂も予備もあるといつうのがある。組織的な殺人罪なども予備もあるといつうのがある。組織的な殺人罪といふのは、予備もあり未遂もあり、そして実際に行為を行つたらやるといつうことなんだと想います。</p> <p>そこで、大臣が先ほどの答弁の中で、現行の予備罪といつうのは、合意を处罚するものではないと同時に、相当の危険性がなければこれは处罚できないんだ、だから今回、政府が言うところのテロ等準備罪を創設するんだということをおつしやつたわけですが、私、ここで非常に気になるんですが、相当の危険性がなくてもこれは处罚をするんだというところでよろしいんでしょうか。</p> <p>○金田国務大臣 テロ等準備罪と現行法上の予備罪との、その处罚範囲のお尋ねかな。こういうふうに考えております、比較をしての。</p>
<p>そして、以前の答弁の中で大臣は、立法事実として、これが予備罪に当たらないんだといふふうにおつしやついていたけれども、後に、それは予備罪に当たるケースもあるといつことをお認めになつたことは大臣も理解されていますよね。全くこれが予備罪に一〇〇%当たらないといつものではないといつことは、大臣もおつしやつていたかと思うんです。</p> <p>そうなりますと、私はここがわからないんですよ、政府が言うところのテロ等準備罪と、今、現行法にある予備罪と何が違うのかといつところがわからんないです、私は。ここをやはり国民にわかりやすく説明する必要があると思うのは、どこが違つてゐるのか。大臣、いかがですか。</p> <p>○金田国務大臣 委員のお尋ねにお答えするとしても、これを处罚するものであります。予備行為自体が客観的に相当の危険性を備えたものであることを要する、実務上の裁判例でどのように示されておりましす、相当の危険性を備えたものであるの、これを处罚するものであります。予備行為自体に着目する、予備そのものに危険性といつもの、これを处罚するものであります。</p> <p>現行法の予備罪といつのは、予備行為の危険性自体に着目する、予備そのものに危険性といつもの、これを处罚するものであります。予備行為自体に着目する、予備そのものに危険性といつもの、これを处罚するものであります。</p> <p>○逢坂委員 それで大臣、以前に政府が立法事実の三類型といつうに出されたものの中ハイヤック事業がございましたね。ハイヤックを計画する、そして、自分たちが搭乗するあるいは狙つてゐる飛行機の航空券を購入しに行く。航空券を購入しに行くのは予備行為である。でも、こには、予備行為だけでは危険性といつうのはないわけですね。航空券を貰いに行くだけでそれは危険だといつことは、一般社会上あり得ないですね。</p> <p>○金田国務大臣 テロ等準備罪と現行法上の予備罪との、その处罚範囲のお尋ねかな。こういうふうに考えております、比較をしての。</p> <p>そこで、最後なんですが、私、これはすぐくはらはらして見てゐるんですが、私が用意したページの一一番最後なんです。</p> <p>今回のテロ等準備罪、新共謀罪がもし成立するということになりますと、今まで実際に犯罪行為を行わなければ处罚されなかつたものが、一足飛びに未遂も处罚される。予備も处罚されるということになつてしまふんですね。しかも、予備以上の範囲も、多分今までの答弁からすると处罚の対象になつていくといつことになると私は思うんであります。果たしてこれで本当にいいのかなといつ気がするんですね。</p> <p>いや、これが政府の意図なんだ、趣旨なんだと</p>

いうことは、法案を出していながら多分そうなん

だと私は思うんですが、今まで未遂もないんです
よ、予備もないんですよ。その予備や未遂だけでも
も相当個別の犯罪について議論があるのに、それ

を一足飛びに、未遂も予備も十分に議論もしない
で、新共謀罪でいけば一気にそれは犯罪の対象に
なり得る、これは本当に大丈夫なのかという気が
するんです。

特に、刑法の原則、謙抑的であるべきだと、そ

れを一気に飛び越えるような気がするんですけれ
ども、多分きょうはもう議論の時間がないので、

問題提起だけになろうと思いますけれども、大臣には
このところはいかがお考えですか。これは、処

罰の間隙というところで明確に質問通告をしており
ますので、多分、明確な御答弁をお考えになつて

いるんだと期待はしているんですけども、いか
がですか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪、これは何度も申
し上げているように、組織的犯罪集団が関与する

一定の重大な犯罪の計画に加えて実行準備行為が
行われた場合に処罰される。そして、組織的犯罪

集団とは、構成員らの結合関係の基礎としての共
同の目的が一定の重大な犯罪を実行することにあ
る団体をいう。

このようない、組織的犯罪集団が関与して一定の
重大な犯罪の計画に加えて実行準備行為が行われ
た場合は、その計画した犯罪が実行される可能性
が高いということ、その上、一たび実行されると
重大な結果や莫大な不正利益を生ずることが多
く、特に悪質で違法性が高く、未然防止の必要性
が高いことから、未遂罪や予備罪が処罰されない
犯罪類型であっても、テロ等準備罪として処罰す
るものとするのが適当であるという考え方を申し
上げておきたいと思います。

この点、テロ等準備罪は、単独で未遂行為や予
備行為が行われた場合よりも悪質性や違法性が高
く、実行着手前の段階であっても処罰する必要性
が高い場合があると認められるわけでありまし
て、御指摘については問題はない、このように考
えています。

えている次第であります。

○逢坂委員 悪質で重大性が高い犯罪であるから
未然に防止をする必要がある、一般論としてはわ
からなくもないんですけども、でも、刑法の原

則を大幅に超えていたりということだけは大臣には
御理解いただきたい。そういう判断をしているの
ではないかということを指摘させていただいて、
終わりたいと思います。

ありがとうございます。
○鈴木委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

政府は、きょうの閣議で共謀罪法案を閣議決定
いたしました。断固抗議するとともに、撤回を厳

しく、強く求めたいと思います。

私は北陸信越ブロックから選んでいただいてい
るわけですが、例えば長野県では、須坂市、千曲

市、御代田町、栄村など県内十四市町村で、議会
がこの共謀罪に反対する意見書を相次いで可決し
ております。また、新潟市、新潟県の柏崎市など

でも同様の意見書が採択されておりまし、長野
県、新潟県、福井県、金沢弁護士会、各県の弁護
士会もこの共謀罪に反対する意見書を採択してお
ります。

この共謀罪法案は、過去三回国会に提出されま
したが、三回とも世論と運動の力で廃案に追い込
まれました。今回も、世論と運動、この力で必ず
廃案に追い込んでいきたいと思っております。

金田大臣は、この間、私が共謀罪を質問するた
びに、成案が出たら十分にしっかりと説明すると御
答弁をいただいておりました。その成案が出たと
先ほど答弁されましたので、お聞きをしていきた
いと思います。

先ほど階委員の質問に対する回答は、六条の一第一
項の条文を読み上げられまして、そこには、「テ
ロリズム集団その他」という文言がありました。
ここでお聞きしたいんですけども、今回の法
案の目的、いわゆる第一条にこのテロリズムとい
う文言は入っているんでしようか、大臣。

一条の目的には入っていないかと思います。

○藤野委員 一条の目的には、法案の目的にはテ
ロリズムという文言は入っていないということで
あります。

これはなぜなのか。私は、この法案がTOC条約では
約の担保法である、その大もとのTOC条約の性
質、そしてそれを担保するという法案の性質から
見れば、テロリズムという文言が入らなかつたの
はある意味で当然だというふうに思います。
このTOC条約は、九・一テロの前に採択を

されて、もともとテロ防止を目的とする条約では
なかつた。九・一を受けまして、テロとの関連
性というものが意識をされる。私も、テロと条約の
関連性そのものについては認識をしております。
国連総会の決議なども読ませていただきました。
しかし、関連があるということ、その条約がテ
ロ防止を目的とするもののかというの、これ
はやはり全然別なわけですね。

国連は、テロ防止条約というのを明確に分類し
ております。二月十七日の予算委員会で私も聞い
たんですが、十四本、テロ防止条約だと国連は定
めて発表している。この十四本の中にTOC条約
は入るのかと私は予算委員会で聞きましたら、外
務副大臣も入らないと明確に答弁をされました。

つまり、国連は、いろいろ議論の結果、この条
約、それこそ起草時では、審議されているときに
はテロとの関連も議論されましたたが、結局、テロ
防止条約とはせずに、それとは明確に区別してこ
れを採択した。つまり、TOC条約はもともとテ
ロ防止ではなかつたわけですから、条約の定義に
もテロという文言は入っておりませんし、二〇〇
五年の審議のとき、当時の南野法務大臣も純粹な
テロは含まないとということを答弁されているわけ
であります。

そこで、テロリズム集団ということをこの間
ずっと私、聞いているわけですが、三月八日の当
委員会でお聞きしたときに、大臣は、テロの中に
は現実に想定されるものとそうでないものがあ
る、成案を得た後に説明すると答弁されました。

改めてお聞きするんですけども、テロの中には現
実に想定されるものとそうでないものがある、これ
はどういう意味なんでしょうか。

○金田国務大臣 委員御指摘のとおり、想定され
るものと想定されないものがあろうかと思いま
す。

○藤野委員 その意味を聞いているんですけども、

う理解でいいですか。

○金田国務大臣 ただいまの御質問にお答えしま
す。

きょう私が別の委員の方への答弁でも申し上げ
たんですが、国際的な組織犯罪とテロ活動との間
には強い関連性がある。そして、TOC条約につ
いては、起草段階からテロ活動を対象に議論が行
われてきているということ、テロを含む国際的な
組織犯罪を一層効果的に防止するための枠組みで
ある。このように承知をしておるわけであります。

○藤野委員 いや、ですから、私も、関連性も認
識しておりますし、起草当時の議論もずっと研究

してきました。しかし、その議論の結果、明確に
テロとは区別して国連はこの条約を採択したとい
うことなんですね。

ですから、私は、今回の法案の目的にテロリズ
ムという文言が入っていないというの、ある意味、
この条約を正確に反映している。逆に言えば、
それをあたかもテロ対策だ、テロ対策だというこ
とでずっと宣伝してきた、にもかかわらず、目的
にも入っていない。これはやはり、テロ対策とい
うのが本当に法案を通すための口実だったという
ことを政府自身が示しているというふうに思いま
す。

そこで、テロリズム集団ということをこの間
ずっと私、聞いているわけですが、三月八日の当
委員会でお聞きしたときに、大臣は、テロの中に
は現実に想定されるものとそうでないものがあ
る、成案を得た後に説明すると答弁されました。

改めてお聞きするんですけども、テロの中には現
実に想定されるものとそうでないものがある、これ
はどういう意味なんでしょうか。

○金田国務大臣 委員御指摘のとおり、想定され
るものと想定されないものがあろうかと思いま
す。

○藤野委員 その意味を聞いているんですけども、

ものじやなかつた。今回の共謀罪法案はそれを担
保するものだ、だから、テロという文言が入って
いるのかがあるのではないかということであ
ります。

○藤野委員 では、その区別の基準は何なんでしょうか。

○金田国務大臣 国内外の諸情勢を踏まえた可能性ではないかと思います。

○藤野委員 ちょっとよくわからないんですね。

では、ちょっと別の角度から聞きます。今度、対象犯罪の数を絞り込んだということであります。

○金田国務大臣 この絞り込む際の基準は何なんでしょうか。

○金田国務大臣 委員にお願いをしたいんですが、具体的な通告がなかつたですから、少しお時間をいただかざるを得ないことは御理解いただきたいたいと思います。

○藤野委員 では、テロの方に戻りますけれども、要するに、現実的に想定されるものと想定されないテロの基準が可能性ということになりますと、この区別はどういうふうにされるわけですか。可能性とおっしゃいましたが、もう少し御答弁ください。

○金田国務大臣 ただいまの委員の御指摘については、国内外の諸情勢を踏まえて、現実的な蓋然性といいますか、そういうものを申し上げているつもりであります。

○藤野委員 ちょっとよくわからないんですね。これはまた今後聞いていきたいと思うんですけど、二〇〇五年の南野法務大臣の答弁では、純粹なテロは含まないと明確に答弁されておりまして、それが、では可能性があるものは含むのかどううなのか、要するに、答弁を変えられるのかということにかかわってくる問題ですので、これはちょっと引き続きお聞きをしていきたいというふうに思います。

きょうは、資料もお配りしていただいているんですけど、先ほど来議論になつておりますけれども、共謀罪の創設というのは、捜査のあり方を大きく変質させるというふうに思つております。具体的には、犯罪の実行行為あるいは予備行為や結果の発生以前にも捜査権が発動されるということがなつてきます。実行行為の前やあるいは結果発生前に行われる捜査の一つとして、いわゆる

G P S、グローバルポジショニングシステムによる捜査があると認識をしております。こうした捜査方法が、一定のケースで、限定されたケースで有用性があることは私も認識をしておりますが、しかし、警察は、これを任意捜査だというふうにして運用をずっとやつてまいりました。

このG P S捜査についての初めての司法の判断が、今月十五日、最高裁で下されました。これはちょっと時間の関係でこちらから紹介させていただきますと、G P S捜査は令状が必要な強制捜査に該当する、現行法で定める令状を適用することは疑義がある、そこで、やはり新たな立法が望ましい、こういった中身がありました。したがって、G P Sを適用すると、現行法で定めた強制捜査が該當する、現行法で定める令状を適用することになります。これまでより踏み込んだ判断を最高裁がしました。

配付資料を見ていただきますと、一枚目に、黄色い線でお示ししているところですが、「憲法三十五条は、「住居・書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には「住

居・書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。」、こういう判示であります。これは、最高裁が憲法上の権利として、住居・書類及び所持品に準ずる私的領域に侵入されない権利といふものと初めて認めたということになると思うんです。

改めて、私は、共謀罪の捜査、それとG P Sといふのは似てゐるところがあるというふうに考えております。どちらも、犯罪の実行行為が行われる前やあるいは結果の発生前に、あいつは犯罪を犯しそうだ、前科がある、こういったようなことで怪しいと警察がにらんだ人物や集団を対象に捜査が行われるという点であります。

大臣にお聞きしたいんですが、共謀罪の捜査でも、この最高裁判決が言つております私的領域に侵入されることのない権利、この権利侵害の有無

が問題になつてくる、こういう認識で、大臣、よろしいでしょうか。

○金田国務大臣 捜査のあり方とというものについては、個別具体的な事案に応じてさまざまあります。

まして、一概にお答えをすることは難しいのですが、テロ等準備罪の捜査につきましても、

ちよつと時間が関係でこちらから紹介させていただきましたと、G P S捜査は令状が必要な強制捜査が右側の黄色い部分であります。

○藤野委員 いや、ですから、他の犯罪と同じかどうかは別としまして、その捜査の過程で、今回の最高裁が指摘したような私的領域に侵入されることのない権利との衝突が問題になつてくる、こ

ういう認識でよろしいですかという質問です。

○金田国務大臣 捜査機関におきましては、この判決を踏まえて、適正な捜査といふものを心がけていくものと受けとめております。

○藤野委員 質問にお答えにならないんですね。適正な捜査とおっしゃいますけれども、このG P Sをめぐつて何が問題になつていたか。

これは、最高裁が指摘するように、プライバシーを著しく侵害するおそれがある捜査方法なわけです。

○藤野委員 質問にお答えにならないんですが、適正な捜査とおっしゃいますけれども、このG P Sをめぐつて何が問題になつていたか。

これは、最高裁が指摘するように、プライバシーを著しく侵害するおそれがある捜査方法なわけです。

跡装置運用要領というもので、いわゆるG P S捜査のマニュアルであります。ちょっと小さくて恐縮なんですが、左側が、私たちに以前に出してきましたと書いてあるんだということを

たとえますか、黒塗りが多いものなんですね。私たちがこれは何が書いてあるんだということをずっと求め続けて、ようやく一部明らかにしたのが右側の黄色い部分であります。

警察庁にお聞きしますが、この要領のうち、五番目、配付資料でいうと三枚目の「五 保証の徹底」というところ、ここには何と書いてあるんで

しょうか。

○高木政府参考人 お尋ねの要領の保証の部分につきましては、「移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保証を徹底するものとし、特に次の事項に留意する」としております。「被疑者等の取調べでは、移動追跡装置を用いたことを明らかにしない」、「捜査書類には、移動追跡装置の存在を推知させるような記載をしない」、「事件広報の際は、移動追跡装置を使用した捜査を実施したこと公にしない」、このように規定をしております。

○藤野委員 つまり、このG P S捜査をやつたところが、取り調べでそれを使つたことは明らかにしない、被疑者に教えない、捜査書類にはそのことを書かない、事件広報の際にも公にしないということで、言うな、残すな、知らせるな、まさに運用そのものを知らせない。事実上隠蔽を

いたという方が実態なわけであります。

○藤野委員 まさに運用そのものを知らせない。事実上隠蔽をいたという方が実態なわけであります。

しかし、こういうことを、私たちが何が書いてあるのかと聞いても、この左側にあるように、黒塗りで、国会議員にも教えない、見せない。黒塗りというのがつい最近まで続いてきた。ですか

る、弁護士などから、G P S捜査はどう運用されているのかと聞いても、この左側にあるように、黒塗りで、国会議員にも教えない、見せない。黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

いや、こういう要領をつくっていますから大丈夫ですと言ひながら、その要領を見せると言つたら

黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

いや、この要領を見せると言つたら

黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

いや、この要領を見せると言つたら

黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

いや、この要領を見せると言つたら

黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

いや、この要領を見せると言つたら

黒塗りのものが出てくるということで、本当に間違つてます。

これは警察庁が二〇〇六年に作成をした移動追

た。それに対して、今回、最高裁が厳しい審判を下した、こういうことであります。

配付資料の三を見ていただきますと、警察庁が

今回の最高裁判決を受けまして出された通達なんですけれども、ここにはいろいろ書いてあって、

「各都道府県警察にあつては、本判決を踏まえ、検

証として行うものを含め、同装置を取り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査を控えられない」と。「控えられた」という言葉があるわけであります。

警察庁にお聞きたいのですが、「控えられたい」とあるだけで現場は本当に控えるんでしようか。

○高木政府参考人 こうした捜査を実施しないようという趣旨でありますて、その趣旨を徹底しましてまる所存でございます。

○藤野委員 しかし、今でもこうやつて保秘の徹底ということをずっと言つてきたわけですね。今回、控えるように周知すると言いますが、控える

ようになる担保と、いうのを何か制度としてつくれるんでしようか。

○高木政府参考人 警察庁から各県警察に対しまして、徹底した指導を行つてまいりたいと考えております。

○藤野委員 いや、ですから、担保する制度はなくて単に徹底するということでは、現状がまさに恣意的運用そのものなわけで、しかも、それを隠すといいますか、教えない、記載しない、公にしないといふ運用がずっとやられてきて、それが「控えられたい」というだけで改まるという方が私はおかしいというふうに思つんですね。

的にも担保する仕組みをつくつていただきたいと思ひますが、警察庁、いかがですか。

○高木政府参考人 最高裁判所判決を受けまして、当該捜査を実施しないようにといったことを指示しているところでございます。都道府県警察は警察庁の指揮監督を受けて活動いたしますので、そのような指導をさらに徹底してまいりたい

と考えております。

○藤野委員 やはりそれでは何の担保にもならぬといふふうに思います。

現在、警察はGPS捜査をしているかどうかを

検察にも知らせていないわけですね。ですから、

裁判で弁護側から反証を出されて検察官がびっくり

りするというケースまで生まれているわけで、そ

ういう点では、チェックする仕組みがないもとで改善されない、これは絶対使わないということを担

保していく仕組みが必要だということを指摘した

いと思います。

そして、大臣、今GPSのことを見た

たわけですが、結局、警察は任意捜査という名の

もとにあらゆることをやつているわけであります。

GPSもその一つなわけです、これ以外に

も、いわゆる任意捜査の名のもとにさまざまな事

件が起きております。

昨年の参議院選挙の前には、大分県警別府署で、

ある建物の中を、これは別府の地区労働福祉会館

の敷地にカメラを設置して、出入りしている人、

当然一般の方も含めてですけれども、隠し撮りを

されているということに行われて、これについて

は、県警自身も必要性も相当性もなかつたという

ことを認めております。

ところが、大臣、警察庁は、この事件の後、反省してこういふことをやめるどころか、令状なしの盗撮を公認するような通達を

六月に事件が起き、八月に早々と出しているわけであります。

さらには、もつとさかのぼりますと、二〇一三年

年には、警察庁は、都内在住のイスラム教徒約四

万人を対象に監視と情報収集を行つておりまし

て、しかも、それに基づくいわゆる身上調書のよ

うなリスト、これにはひげの色とかまで書かれて

いるということであり、誰と会つたとか交友先も

書かれている。当然、日本人も含まれております。

そういう点で、枚挙にいとまがないわけですが、

まさに、大臣、こういう任意捜査が横行している、

現状として行われているというもとで共謀罪とい

うのが仮にできたら、最高裁が指摘するような私

的領域に侵入されない権利というのがますます多

く侵害されてしまう、こういうことになるんじや

ないですか。

○金田国務大臣 委員の御指摘を伺つております

た。

一般に、捜査は適正に行われているものと承知

をしております。

今般、最高裁におきましてGPS発信装置を改

善されない、これは絶対使わないということを担

保していく仕組みが必要だということを指摘した

ことから、捜査機関はこれを踏まえて適切に対応

していくものと承知をしております。

我が国におきましては、裁判所による審査が機

能しておりまして、捜査機関による恣意的な運用

ができるない仕組みとなつております。また、捜査

機関内部におきます監督の仕組みや民事上の国家

賠償制度など、事後救済制度が充実をしておりま

す。それが捜査機関の権限濫用を抑止する機能も

果たしているのではないか、このように考えてお

る次第であります。

したがつて、御懸念のような問題は生じないも

のと考へておる次第であります。

現状として行われているというもとで共謀罪とい

うのが仮にできたら、最高裁が指摘するような私

的領域に侵入されない権利というのがますます多

く侵害されてしまう、こういうことになるんじや

ないですか。

○鈴木委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○松浪委員 ありがとうございます。

それでは、具体的に質疑に入りますけれども、

我が党の方ではこれについていろいろな意見があ

ります。特にテロの問題では、可視化ということ

も重要な論点になるのじやないか。当然、昨年の

刑訴法の改正から、可視化も今試行段階で進めて

いるということもわかりながら質問もさせていた

だくんですが。

その前に、これは別に通告していないんですけど

れども、先ほどから藤野議員の立法事実の話があ

りました。私自身も、これは何と呼べばいいのか

など。十年前、私は自民党的な理事として平岡理事

と大変対立をして、そのころには条約刑法と言つ

ていた、条約刑法というものは大変、今でも十分筋

の通つた言い方だな。これがテロ等準備罪とか、

ごちやごちやなるから、先ほどの話のようになる

と思うんですけれども。

これはどなたでもいいんですが、前法案の前提

となつた法制審議会の議論では、これは個別の立

法事実ではなく、条約締結が提案理由となつてゐる

○林政府参考人 カつての組織的犯罪の共謀罪と、いうものについての立法事実等についての考え方につきましても、やはりそれは、まずは直接的に、この国際組織犯罪防止条約を締結することに掲げられている義務を履行すること、その犯罪化を行うこと、これを直接的な立法事実としておりました。（松浪委員「法制審議会との関係ですよ」と呼ぶ）はい。
その上で、国内においても、この国際組織犯罪防止条約の履行の中での犯罪化を通じて組織犯罪の未然防止というものが図られる、このことを申し上げていたと記憶しております。
○松浪委員 テロ等準備罪というと、やはりこれは立法事実という点においては、先ほどの議論にはありました、テロという言葉がなかった、それにはある筋筋の通った話だつたんじゃないかな。これは、もともとは条約自体がイタリアのファルコーネ判事がマフィアに殺されたことに端を発しているということからも、私も刑法の謙抑性は重視されなければならないと思うんです。
そのかわりに、やはり今国民の皆さんのが不安がどんどん出ている。こうしたものは、やはり国民のイメージとか理解は大事だと思いますよ。先ほどの井出議員の共謀罪の資料、非常にわかりやすいなと。共謀罪、当初予定していた七百弱から半分以下になりましたが、一般の人も対象犯罪となるという聞き方を毎日がする、一方で、NHKが、法整備が、テロ等準備罪を新設する法案をやれば、これは聞き方によつて、見ると、賛成三〇、反対四一、賛成四五、反対一と逆転するわけですかね、國民の皆さんにこうした表層的なものを聞くと、問い合わせこれは問題になると思うんです。ですから、安心感をどういうふうに持つていただきたい、かというのには、私、非常に重要な論点だと思いま

そうした中で、これを我が党の中でもまだ決していたわけでもありませんけれども、可視化というのも一つの論点だとは思います。そして、この可視化については、昨年の刑訴法の改正でも、暴力団についても除外をすると。自分の親分、それから親分と言うとなんですかけれども、その力関係でおまえが最初に吐いたのかということを見られると証言がしづらいということで、暴力団が挙げられていています。これはテロ組織も私は一緒だんだけれども、思うんですけども、可視化について、暴力団を除外していくないといふことは、これは整合性はいかにあるのかということを伺いたいと思います。

も 団 こそすにいまをて中かつ一 田六 どでけい義、 どこをとらるゝへ団 倦のめ

○ 松浪委員 国民の理解、国民の安心が一番重要だと思います。
○ 松浪委員 ただし、この点については今後の法規の議論の中でしっかりと挙げさせていただきたいと思います。
次の質問に行きますけれども、組織的犯罪防止条約の批准に向けては、国連が二〇〇四年に立法ガイドをつくっているわけがあります。先ほどの話さんじやないですかけれども、これを読んでくれと言ふとあれなんですが、ちょっと外務省、この立法ガイド、パラグラフ五十一、今すぐ、ざつと、早口で読み上げられますか。
それではお願いします。
○ 水嶋政府参考人 読み上げさせていただきます。
立法ガイド、パラグラフ五十一です。
本条約は、世界的な対応の必要性を満たし、犯罪集団への参加の行為の効果的な犯罪化を確保することを目的としている。本条約第五条は、上記に同等のものとして引用されている犯罪化に対する二つの主要なアプローチを認めている。第五条1(a)项及び1(a)(ii)の二つの選択的なオプションは、このように、幾つかの国には共謀の法律があり、他方、他の国には犯罪の結社(犯罪者の結社)の法律があるという事実を反映して設けられたものである。これらのオプションは、関連する法的概念を有していない国において、共謀または犯罪の結社の概念のいずれかについてはその概念の導入を認めなくとも、組織的な犯罪集団に対する効果的な措置をとることを可能とするものである。
また、第五条は、他の方法により、組織的な犯罪集団によって行われた重大な犯罪を帮助し及び援助する者も対象としている。
以上でございます。

第三のオプションがあると書いてあるのであって、これは抑制的に考えれば、穴埋めをすれば共謀罪、参加罪は必要ありませんよと書いてあるようにしか僕は読めないと思うんですけれども、これがどうして両方が要るというふうに解釈するのか、短く伺いたいと思います。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどの立法ガイドバラグラフ五十一でございますが、これは、重大な犯罪の合意罪という法的概念を有していない国がもう一方の参加罪を選択した場合に重大な犯罪の合意罪を導入する必要はない、また、参加罪という法的概念を有していない国が重大な犯罪の合意罪の方を選択した場合にも一方の参加罪を導入する必要はない、こういうことを明示的に確認したものにすぎないということです。

すなわち、この記載は、重大な犯罪の合意罪という法的概念を有していない国がもう一方の参加罪を選択した場合に重大な犯罪の合意罪を導入する必要はない、また、参加罪という法的概念を有していない国が重大な犯罪の合意罪の方を選択した場合にも一方の参加罪を導入する必要はない、こういうことを明示的に確認したものにすぎないということです。

なお、念のため、この立法ガイドを作成いたしました国際連合薬物犯罪事務所、UNODCにもこのバラグラフ五十一の趣旨について確認いたしました。UNODCからは、同バラグラフは、重大な犯罪の合意または組織的な犯罪集団の活動への参加のいずれも犯罪化しなくてよいということを意味するものではないという回答を得ております。

○松浪委員 今の議論を見て、これが筋が通つているなどすぐにはなかなか理解できる方もいらっしゃらないと思いますので、これについても、またこれから議論の中で明らかにしたいと思います。テロ等準備罪関係についてはここまでにしておきます。

一般から、ハーゲ条約の件ではいろいろな質問をさせていただいているんですが、きょうは一枚、二月二十八日の新聞を用意しました。

前回の法務委員会での質疑で、子供のころの記

憶がいかに記憶につけかえることができるのかという点、そしてまた、私は、ハイダーの認知的バランス理論ということで、大人でも三人いれば、二人の関係が悪くなれば、こっちの上司があん近かつたらその上司の方へ行く、親でも、父親、母親どちらかの方にいれば、その父母の関係が壊れると自分と近い方に行くというのは、この理論的、心理学的なアプローチからすれば当然だと思うんですが、行き過ぎた例はやはりいかがなものかと思います。

かということをやはり考へないといけないんですね。前回もちょっと触れましたけれど、日本の博合は、DVは絶対にあつてはならないと僕も思っています。しかしながら、これはDV冤罪みたいなもので分会えない人も多いわけですし、このケースも、この御主人が本当のことを言つているのであって、娘と引き離される前日までは同じ布団で寝ていた、こんなのを本当に娘が言つているのかなと。洗脳されている可能性もあるし、うそも有可能あるということをおおっしゃるわけですけれども、これはうそでも本当でもいいんですよ。まあ、毎回おはよう、うここになつて、うつむかね。

か頻繁に、共同親権という面もあるけれども、こういうことはあると思うんです。しかししながら、例えばDVの定義もいろいろあります。面前DVといつて、お父さんとお母さんが子供の前で争う、これも一種のDVだとされるわけですけれども、これを理由に子供と会わせないというようなことは、基準として日本ではあり得るんでしょうか。それとも、面前DVは、子供と会わせない理由にはなるのか、ならないのか。これはちょっと、ここまで細かくはあれだけれども、わかる範囲で。

○小川政府参考人 運用の詳細について、私ども全て承知しているわけではございませんが、いわゆる面前でのDVということは、一種の児童虐待による正面に対する打撃をもたらす、ミーツド、シ

のを後で無理やり入れてきているんですね。これはもう絶対取らないといけないと僕自身は思っているんです。子供にそんなのを選ばせて、お父さんの方が多い、お母さんがいって、そんなのを選ばすこと自体が、この百万円くれたらいいぐらいにナンセンスな話ですのです。

こういうことが今後、今、議員立法とはいえ、法律で俎上に、もう今国会か来国会かと言われているんですから、こういうところをもうちょっとと早急に調べて類型化をしていただけませんでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

家庭裁判所の運用の問題ということにならうかと思いますが、親権者の指定といった、親権に関する審判などをする場合には、個別の事案に応じて、子の陳述を聴取したり、家庭裁判所調査官の

すけれども、「お父さんと会うのはイヤ。毎月百万円くれるなら会つてもいい」と言う「よなご」の八歳の女の子、こんなことを言う子供というのは、大臣、これは正常な子供ですか。

○金田国務大臣 ちょっと今この新聞を拝見して、まだ十分に読み切つておりますせんけれども、本当に委員の御指摘はわかるような気がいたしま

の可育性をもると、したがふおもしるわけでもないけれども、これはうそでも本当でもいいんですよ。では、海外ではどういうことになつてゐるのかななど。それぞれの国にもよりますけれども、私が見る限りは、海外では、こうした供が言つてゐるケースというものは尋常じやありません。普通の子じやない、何かおかしいと普通だつたら感じると。であれば、海外では、こうしたおかしな、この子はちょっと洗脳されてゐるな余りに恣意的な感情があるなといふ場合は、その子を引き離して、父でも母でもない、更生施設で

○小川政府参考人　運用の詳細について、私ども全て承知しているわけではございませんが、いわゆる面前でのDVということは、一種の児童虐待という評価を受ける可能性もございますので、その点については、面会交流を認めない例もあるよう伺っております。

○松浪委員　直接子供に危害を加えない限りは、これは親の関係で、それは望ましいことではないけれども、やはり面会交流とは一線を引かないといけない。だから、海外事例をいろいろ調べていていただきたいんです。

例えば、こういう面前DV、余りDVとは言い

○小川政府参考人 お答えいたします。
家庭裁判所の運用の問題ということになろうか
と思いますが、親権者の指定といった、親権に関する
する審判などをする場合には、個別の事案に応じ
て、子の陳述を聴取したり、家庭裁判所調査官の
面談による調査を実施したりして、適切な方法に
より子の意思を把握していると承知しております。
また、家事事件手続法には、一定の基準について、
いて、例えばある特定の審判については十五歳以
上の者については聴取しなければならないといふ
規定を設けるなど、適正な運用を図るように努力
しているというふうに理解しております。
ただ、やはり諸外国の事例ということになります
と一定の調査も必要かと思われますので、御指
すが

○松浪委員　さらに、これは審判中でありますから、当然ながら弁護士が介在している。この文章も当然、弁護士が見ていてるわけであります。

弁護士をされていた井野政務官に伺いましょうか。こういう弁護士が、これでも有利だと思つてこんなものを出してくる弁護士というのは、弁護士の立場からいかがなんですかね。

○井野大臣政務官　それぞれの事件、依頼者は個

余りに恣意的な感情があるなどいう場合は、その子を引き離して、父でも母でもない、更生施設でしばらくクールダウンさせたりとかいうようなシステムがあると聞いたことがありますけれども、法務省の方、そうしたもの調べたことがござりますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

海外において、どのような頻度あるいは基準あるいは手法で面会交流が行われているかの詳細については私ども承知しておりませんが、面会交流

けれども、やはり面会交流とは、線を引かないと
いけない。だから、海外事例をいろいろ調べていつ
ていただきたいんです。

例えば、こういう面前DV、余りDVとは言い
たくないですけれども、親の言い争いを子供の前
でやつた場合は、もしそういうふうにDVの
おそれがあるというんだつたら、この場合は監視
つきの面会交流にするとか、そういうなだらかな
階段というか、ある程度の基準というものは私は目
に見えてかかるべしだし、当然、法務省もこうい
うことを、海外の事例、今はもう国際性が法には
問われていて、ハーグ条約はだからこうやって国

いて、例えはある特定の審判については十五歳以上上の者については聴取しなければならないといふ規定を設けるなど、適正な運用を図るよう努めているというふうに理解しております。

ただ、やはり諸外国の事例ということになりますと一定の調査も必要かと思われますので、御指摘ありましたような諸外国の事例の調査については、どのような調査が考えられるかも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○松浪委員 もう時間もなくなつたので最後にしますけれども、早急にやつていただきないと、議員立法も動き出してきて、それがもし機能するならば、「お父さんと会うのはイヤ。毎月百万円くられるなら会つてもいい」と通らないわけですから、

は今、政務官でいていただきたくないなどと思
うわけではありますけれども。
これは笑い事ではなくて、当然この弁護士も、
こうすることが日本の審判の上では少なくとも想
分らが不利ではないと考えて行動している。こう
いうことが私はまかり通つてはならぬというふう
に思うわけであります。こうしたことがまかり通
らないためには、どうということをしていけばいい

きの面会交流も相当程度行われているなど、頗る興味深い現象です。

際問題になつて、大変な報道が各國でなされてい
るわけですから、やはり法務省はそれぐらいのこ
とはすべきだと思うんですけれども、そういう海
外事例から見て、こういう基準をつくるという方
向性についてはいかがなのかということ。
特に、今、超党派で親子断絶議連が親子断絶防
止法をつくつてゐるわけです。この中で、今、中
間的ですけれども、子の意思の表明の機会と云

らば、「お父さんと会うのはイヤ。毎月百万円くれるなら会つてもいい」が通らないわけですから、それを早急にお願いしたいと思いまして、こうして事例をしつかりと法務省が報告された場合に、これは裁判所ではしつかりと反映をされるものなのか、最高裁の家庭局長に伺います。

法務省等でさまざまな調査研究をされた場合は、その資料を御提供いただいて、裁判事務にそれが適切に反映されるような方法については検討していただきたいというふうに思います。

○松浪委員 最後 すばらしいお答えでした。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金田法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金田国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであります。以下、その要点を申し上げます。

第一点は、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を五十人増加し、判事補の員数を二十三人減少しようとすることのあります。これは、判事の定員を二十七人増員するとともに、判事補の定員から判事の定員へ二十三人の振りかえを行うことにより、執務体制の強化を図ろうとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少しようとすることのあります。これ

は、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官を二十四人増員し、並びに事件処理の支援のための体制強化及び国家

公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進を図るため、裁判所事務官を十七人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を七十六人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少しようとすることのあります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法

律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願ひいたします。

○鈴木委員長 これにて両案の趣旨の説明は終りました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開議

裁判所といたしましては、こういう状況を踏まえまして、三人の裁判官による多角的視点による検討を可能とする合議体による審理をこれまで以上に充実強化させ、同時に、平均審理期間も短縮させて、適正迅速な解決を図つていいこうと考えているところでございます。

目標として、合議率一〇%、人証あり対席判決事件の審理期間を十二ヵ月とさせていただいておりまして、平成二十四年の定員法審議の際には、この目標を実現するために、当時の事件数を前提として、四百人規模の増員が必要であるというふうにお答えさせていただいたところでございました。その後、平成二十八年、昨年までの五年間で百六十名弱の増員をお認めいただいているところでございます。

ただ、先ほど御指摘のありましたように、合議率はまだまだ目標に達しない、四・六%ということでございまして、人証あり対席判決事件の審理期間も二十・五ヵ月にとどまっているところでございます。

裁判官の繁忙状況というのを少しでも改善させて、合議率を上げ、平均審理期間を短縮するということで、今後の事件動向を踏まえる必要はございますが、なお相応規模の増員が必要であるというふうに認識しているところでございます。

毎年の増員数につきましては、事件数が変動するということがありますので、そのあたりも踏まえて検討していく必要がありますが、御指摘のありました判事の給源は限られておりますので、実際に判事にふさわしい資質、能力を備えた者を確保しなければいけません、急激な増員が難しく、計画性を持って増員をしていく必要があると考えております。

判事の主たる給源となります判事補につきましては、この五年間で約八十人から百人の新任判事補を採用しているところでございますので、今後、判事の現在員は引き続き増加することが予想されます。このような増加する見込みの判事数も念頭に置きつつ、必要な増員を図つていきたいという

ふうに考へておるところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。

一気にふやすということはやはり難しいと思います。計画的に本当に優秀な人材を育てていかなくてはいけないと私は思って、ぜひ計画的にこの目標を達成していただきまして、そして、難しい案件については、一人で判断を下すよりも、やはり合議制の方が好ましいと私も思います。

裁判官以外の裁判所の職員を三十五人減少する

と、そういうことにしておりますけれども、ここの中訳を見ると、書記官を二十四名増員、事務官等も十七名増員をする一方で、速記官を五名減、そして技能労務職員は七十一人減ということです。これでトータルすると三十五人の減ということになつておりますが、毎年のことなんですねけれども、技能労務職員の定員削減にもそろそろ限界があるのでないかということが一つ。

それから、技能労務職員が行つてた事業については、合理化ということをながら、外注化をすることによって定員の削減を図つておるといいます。

○安藤委員 ありがとうございます。

これはこれで意味があるんだと思いませんけれども、経費の削減、経費の削減が進むのであれば、これがもしほどんないのであれば、定員を削減する意味がないのではないかと思うんですけども、そのあたりについてお答えをいただきたいと思います。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたしました。技術労務職員の定員の削減には、御指摘がありましたが、その限界があるというふうに考えております。ただ、その限界がどれくらいの数字かということは、現時点で確定なことは申し上げることは難しいようになります。技能労務職員の定員削減に当たっては、外注化による業務合理化の効果等を考慮しながら計画的に行っていきました。もう一つ、御質問の中で、外注化によって経費の削減が進むのかという御指摘がございました。今御答弁申し上げましたように、既存の業務の見直しや事務統合による業務の最適化もあわせて業務の合理化という中で、外注や機械化ということを講じているところでございます。

それから、外部委託に係る業務につきましては、例えば庁舎の新宮増設等で面積が変わつたり警備の必要性が生じる等の諸事情がその所要額に大きく影響いたしますので、さまざま外部委託経費の中から、あります。この理由でございます。給費制から貸与制への移行でございますが、まず、司法修習生の増加に実効的に対応する必要があつたこと、それから二番目に、司法制度改革の諸施策を進める上で、限られた財政資金をより効率的に活用し、司法制度改革全般に、司法制度改革の諸施策を進める上で、限られた財政資金をより効率的に活用し、司法制度改革全体に関する理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があつたこと、最後でございますが、公務員ではなく、公務にも従事しない者に国が給与を支給する。そういう制度であつたわけで、それが現行法上異例の制度であることを正確に把握することは困難でございますが、一般論といたしましては、外注や機械化により一定程度のコスト削減の効果は出でているというふうに考へておるところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

とりあえず人件費を減らしたらいのではないかというような傾向があるような気がしてならないんですね。コスト削減は、これは必要だとは思いますが、もしこういった効果がないのであれば、定数の削減ということばかりにこだわらず、またいろいろな方法を考えていただきたいというふうに思います。

本法案では、修習給付金制度を新設するとともに、現行の貸与制については貸与額を見直した上で、これと併存することとしております。

これは、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、司法修習生に対する

経済的支援のあり方について検討するとされま

たほか、与党の先生方のお力によりまして、昨年

六月の骨太の方針におきましても、法曹人材確保

の充実強化を推進することがうたわれたものと承知しております。

これを受けまして、法曹人材確保の充実強化の

推進等を図るため、本制度を新設することとした

しました。

以上でございます。

ける理由についてお伺いをしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、給費制から貸与制への移行でございますが、これは平成十六年の裁判所法改正によるものでございまして、この改正に基づき、貸与制は、我々も判事の増員をしていただきまして、そして、難しい案件については、一人で判断を下すよ

ります。

改正の経緯を確認させていただきましたけれども、今回の給付金になると、課税関係が以前の給費制とは変わってくるということです。

給費制のもとでは給与所得として課税をされたものが、今回の給付金になると雑所得で課税をされるということです。

これはこれで、こういう理解でいいのかということ、それから、なぜ、給費制のときの取り扱いと、今回の給付金になつたときの取り扱い、課税関係が変わるのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
まず、税務上の取り扱いについての御質問がございました。

これは、当時、給費制下におきましては、裁判所法に基づきまして司法修習生に対しても給与が支給されておりました。給与でございますので、これは給与所得として課税されていたものと承知しております。

これに対しまして、修習給付金制度のもとでは、先ほど立法の理由についても御説明しましたが、修習給付金は給与として支給されるものではないわけでございまして、そういうことから、給与所得に該当せず、雑所得として区分されるものと認識しております。

次に、社会保険の関係でございます。
社会保険につきまして、旧給費制下におきましては、裁判所法に基づきまして、今申し上げましたとおり司法修習生に対して給与が支給されておりましたので、司法修習生は裁判所共済組合への加入が認められておりました。

これに対しまして、修習給付金制度のもとでは、司法修習生は国家公務員ではありませんし、この修習給付金も給与として支給されるものではございませんので、現状、貸与制でございますが、この貸与制下の司法修習生と同様に、裁判所共済組合の組合員たる職員には該当せず、国民健康保

險の被保険者に該当する」となるものと認識しております。

また、司法修習生は、修習期間中、その修習に専念することとされておりまして、修習給付金が期間中の生活を維持するために必要な費用として定められる額を支給するものであることを踏まえますと、年金の関係でございますが、厚生年金保険の被保険者には該当せず、国民年金の第一号被保険者に該当することになるものと認識しております。

以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。
ちょっとよくわからんんですねけれども、結局、これはお話を聞いても、やつてることは多分変わらないんだろうと思いませんけれども、なぜか課税関係は変わっているというふうにしか私には思えませんが。

給与所得の方が恐らく本人の税負担は軽くなるんですね、給与所得控除がとれますから、少なくとも支給される金額から給与所得控除の六十五万円は引けるわけですから、これだけを考えても税金は安くなります。それからまた、社会保険に関する、やはり共済組合に入っていた方が国民年金あるいは国民健康保険よりも将来の年金が多くもらえたりとか、健康保険についても国が負担をしてくれたりする部分もあるわけですから、そういうふうなところでは手厚いことになっているんだろうと思います。

ぜひ、これからも、支給を受ける人にも納得ができるよう、そういう説明をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、次です。

大学の給付型の奨学金も今国会で法案が提出をされ、それで今審議をされています。そして、司法修習生で、大学や法科大学院の奨学金について、また修習資金についての両方の貸与を受けた点にあるわけでございます。

これが対しまして、修習給付金制度のもとでは、これも申し上げましたが、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年六月の骨太の方針で言及されました。法曹人材確保の充実強化の推進等を図りますが、平成二十八年が八千二百七十四人に減少するなど、大幅に減少しているところでございま

も月額一十三万円ですから、一年間では三百七十万円の貸与を受けることができるということになりますね。そして、学費と合わせたら、やはり四百万とか五百万とか、そういった借入金を背負うことになると思うんです。

これから修習を受ける人は新たに給付金制度が導入されますし、以前は給費制があったので、この修習資金についての負担といふものはそれほど感じなくていいと思いますが、今の六十五期から七十期までの人たち、平成二十三年十一月から二十九年十二月までに司法修習を受けていた人たちについては、この負担をもうにかぶっているということがありますから、この人たちに対する救済策というのは何かお考えなんでしょうか。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
修習給付金制度の創設に伴いまして、現行の貸与制下の司法修習生、新六十五期から第七十期までございますけれども、これに対しましても何らかの経済的措置や救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知しております。

ただ、給費制から貸与制、当時の移行でございますが、これは先ほど申しましたとおり、司法修習生の大幅な増加が見込まれた、あるいは司法制度改革を実現するためにかなりの財政負担を伴うことから、そのことについて国民の理解を得る必要性があること、また、申し上げましたとおり、公務員でもなく公務にも従事しない者に給与を支給するは現行法上異例の制度であること、こういうことを総合的に考慮した結果でございます。

そこで、今の御答弁の中にも出てきましたけれども、そもそも法曹志望者が大変に減少しているといふことでございますけれども、法曹志望者が減少している理由をどのようにお考えかをお答えいただきたいというふうに思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点から見ますと、ピークでありましたのが平成十六年でございましたが、この当時は七万二千八百人程度でございました。これが、昨年でございませんが、平成二十八年が八千二百七十四人に減少するなど、大幅に減少しているところでございま

用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性には欠けるのではないかと考えております。

また加えまして、仮に何らかの措置を実施するといたしましても、現行貸与制下において貸与を受けない者もおるわけでございまして、こういった者の取り扱いはどうするかといった制度設計上の困難な問題がありますし、そもそも、既に修習を終えている者に対する事後的な救済措置を実施することにつき、国民的理解が得られないのではないかとも考えられるところでございます。

したがいまして、修習給付金制度の導入に伴いまして、現行貸与制下の司法修習生に対する救済制度を設けることは予定していないところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○安藤委員 ありがとうございます。
横で聞いていると、二十三年から二十九年の間に修習を受けた人は何となく運が悪いなというふうな印象を受けてしまふんですね。この前であれば、あるいはこの後であれば何らかの経済的な支援が受けられたものが、この移行期の人たちに限っては、みずから負担をしなくてはならない。これは、やはり何かしら救済措置があつてもしかるべきではないかというふうに思います。

そして、今の御答弁の中にも出てきましたけれども、そもそも法曹志望者が大変に減少しているといふことでございますけれども、法曹志望者が減少している理由をどのようにお考えかをお答えいただきたいというふうに思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数といふことを見ますと、ピークでありましたのが平成十六年でございましたが、この当時は七万二千八百人程度でございました。これが、昨年でございませんが、平成二十八年が八千二百七十四人に減少するなど、大幅に減少しているところでございま

す。
こうした法曹志望者数の減少につきましては、

法曹養成制度改革推進会議決定、「これは平成二十七年六月でござりますが、ここにおきまして、「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっている、そういうふた事情が指摘をされているところでござります。

また、昨年九月でございますが、法務省が文部科学省と共同で、法学部生に対する法曹志望に関するアンケート調査を実施いたしました。この中でも、法曹志望に当たつての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところでございます。

法務省といたしましては、法曹志望者の減少につきましては、一つの理由ではなくて、これら複数の要因が複合的に影響しているものと考えてい

○安藤委員 ありがとうございます。

いろいろな理由があるうかと思ひますけれども、一つには、仮に司法試験に受かつて弁護士になつても就職ができないとか、またあるいは、就職ができても収入が低いというふうな現象があらわれているというふうに言われております。

例えば、平成二十二年の初年度の弁護士の収入だと五百萬程度あつたものが、平成二十七年に一年目の弁護士の人は三百一十七万円程度の収入しかないといふようなデータもあるようですし、これが法曹志願者の減少の原因の一つになつてゐる

そんなような状況の中で、これからもやはり優秀な人に法曹になつていただかなくてはならないと思いますけれども、本当に優秀な法曹人材の確保のために、今後法務省としてどのように取り組むべきと考えておられるか、その考え方をお伺いしたいと存ります。

○金田国務大臣 安藤委員からの御質問と御指摘、そしてまた司法法制部長の答弁を伺つております。

司法法制部長からも答弁申し上げましたところ
り、法曹志望者の減少につきましては複数の要因
が影響している、このように受けとめております。
平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議
決定では、法曹志望者数を回復させる、そして質
の高い法曹を多数輩出していくため、法曹有資格
者の活動領域の拡大、法科大学院の改革、司法試
験のあり方の検討といった取り組みを進めてい
く、このように推進会議の決定を見たところであ
ります。

私ども法務省としましても、文部科学省と連携をして、他の関係機関、団体の協力も得ながら、法曹養成制度改革連絡協議会といった機関を通じまして、有為な法曹人材の確保に向けてしっかりと取り組みを推進していくべきだ、このように考えておられる次第であります。

○安藤委員 ありがとうございます。

で、優秀な人に法曹になつていただくというのは、日本のいろいろな、社会生活の安定また経済の安定のためにも本当に大事なことだというふうに思つております。

本当に残念なことであるというふうに思っておりませんし、せひ、これから優秀な法曹人材の確保にはどうあるべきか、そういった真摯な議論をしていただければというふうに思います。そして、あわせて、やはりこれらの、例えば弁

護士の収入の減であるとか、またあるいは法科大学院の入学志願者の減、法曹志願者の減、そしてまた、きょうは話題にはなつておりますけれども、例えば裁判員裁判の実態。

これも、裁判員裁判の辞退率というものが、例えば二〇〇九年には辞退率が五三・一%だったものが、二〇一六年には六六・六%となっています。そして、裁判員裁判で呼び出された人の出席率、これも、二〇〇九年には八三・九%出席していました

ものが、一〇一六年には六三・一%しか出席をしていない。実際に四割程度の人が呼び出されても欠席をしている。そういうことを考えていくと、裁判員裁判で辞退をした人とそれから欠席した人、これを計算していくと七八・三%の人があり、裁判員裁判に当たつたり、また呼び出されても、私は嫌だということで拒否をしている。実際に八割ぐら

ない人が、裁判員裁判には、自分は関係するということを言われても参加をしないという状況になつてゐるんですね。

なかなか表には出てきおりませんけれども、司法制度改革の中での裁判員裁判は導入をされましたが、実は水面下ではこのような、ほとんどの人が参加を拒否するという事態が起きている。これも一つ大きな検討課題ではないかというふうに思ひます。

この一連の司法制度改革というものを導入しましたけれども、これが果たして本当に日本の司法制度についていい改革であったのか、このことに

ついでしっかりと検討して、もし正すべきことがあるんだつたら止さなくてはならないと思いますし、そして、先ほども申し上げたような、本当に

優秀な方々に法曹になっていたので、判事になつて、そしてきちんととした判決を下していただけ、またあるいは弁護士になつていただけて、あ

るべき社会の方向性を見出していただく、そのための司法制度というのはどうあるべきか、この議論をぜひとも法務省に深めていただくようにお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたい。

○鈴木委員長 どうもありがとうございました。
次に、國重徹君。 だきます。

○國重委員　公明黨の國重徹でございます。
　　本日は、裁判所法の改正案等について質疑をさせ
ていただきます。

今、法曹志願者が年々減少している、激減して
いる。具体的には、平成十六年度に七万人を超えて
いた法科大学院志願者は、平成二十八年度はつ
いに一万人を割りまして、約八千三百人まで落ち

込みました。このままだと、我が国の司法の未来は危うい、有効な手を打たないといけない。法曹志願者が激減している背景事情、これはさぞまざまあるかと思いますけれども、法曹になるための経済的負担が大きいこと、これもその一因として指摘されております。

し入れなどを通じて、修習生が安心して充実した修習に打ち込めるための経済的支援について一貫して訴えてまいりました。

今般、司法修習生に修習給付金を支給する制度の創設を盛り込んだ裁判所法改正案が国会に提出をされて、本日審議に入れたこと、また、修習給付金に関する予算措置が平成二十九年度予算案で講じられたこと、これは法曹養成制度にとって大きなターニングポイントとなるもので、私は、高

この中には、大学や法科大学院の学費を奨学金で補助する制度があります。多くの方たちの思
いが結実した法案です。

苦労は自分に、成果は人に、本当に頭の下がる思
活動されてきた方々の思いも詰まつております。
ら、それでも後に続く後輩たちには憂いなく修習
をしてほしい、こういつた思いで献身的に懸命に
みずからは賃与制のもので司法修習を受けながら
で賄つて多額の借金を背負い、司法試験合格後も

いでございます。
ここで改めて、裁判所法の改正案で今般修習給付金を支給することとした理由についてお伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
委員からも御指摘がございまして、法曹志望者の激減ということがあつたわけですがございまして、

この数字は、委員の御指摘になつたとおり、平成十六年当時が七万人台でありましたのが、平成二十八年が八千二百七十四人でございますが、こういうふうに大幅な減少を来しているわけでござります。

ために法曹志望者の確保が喫緊の課題だというふうに認識するようになつたわけでございます。

そこで、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、司法修習生に対する経済的支援のあり方について検討するとされましたが、國重先生を初めといたしまして与党の先生方のお力によりまして、昨年六月の骨太の方針におきましても、法曹人材確保の充実強化を推進することがうたわれたところでございます。

こういうところを受けまして、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたものでございます。

○國重委員 今、修習給付金を支給することとした理由について述べていただきました。これはそれ以外の市民の皆さん、多くの方たちが頑張つた結果だと思っております。委員が質問したことから、少し工夫をしながら質問をしてまいりたいというふうに思ひます。

今般新設される修習給付金、これは、修習生に一律に支給をされる基本給付金、また、修習期間中に住宅を借りて家賃を支払う場合の住居給付金、そして修習に伴う引っ越し費用としての移転給付金、この三種類の給付金があります。平成二十九年度予算案では、基本給付金が月額十三万五千円、住居給付金が月額三万五千円として計上されております。また、これらの金額は最高裁判所規則に定める予定と聞いております。

そこで、平成二十七年六月の推進会議決定に基づいて修習給付金制度の制度設計を担つた法務省では、どのような検討によって、この基本給付金月額十三万五千円、住居給付金月額三万五千円とする制度設計としたのか、この金額についてお伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

修習給付金の額でございます、これは御指摘のことになります。

その制度設計についてお尋ねですが、この過程で、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るという、制度の導入理由がございました。それから、修習中に要する生活費それから学資金、こういうような司法修習生の生活実態その他諸般の事情を総合考慮するなどして、基本給付金額を月額十三・五万円、住居給付金を月額三万五千円とする以上でございます。

○國重委員 制度設計、その金額について今お答えいただきましたけれども、それでは、今後の修習給付金の金額水準の見直しのあり方について、制度設計を担つた法務省としてどのように考えているのか、答弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。本法案が可決、成立した場合には、本年十一月に修習が開始される第七一期の司法修習生から修習給付金を支給することになるわけでございます。

この金額水準については、法曹三者、これは最高裁、法務省それから日本弁護士連合会の間でも確認されておりますように、新たな制度の導入後は、この制度について継続的かつ安定的に運用していくことが重要だらうとまず考へてゐるところです。

○國重委員 私は、今回の修習給付金、基本給付金が月額十三万五千円、また住居給付金が三万五千円、これについて、まだまだ不十分だというような意見があることは承知しておりますけれども、今回の修習給付金というのは大きな前進だと思つております。いろいろ意見があるかもしだれども、我々は力を注ぐべきだと思っております。

私自身は、給費制のもとで司法修習を受けた法曹出身の議員であります。だからこそ、あえて一般の納税者また国民の皆様の立場、視点に立つてこれから質問をさせていただきたいと思います。

職業に貴賤はない中で、なぜ司法修習生だけが特別扱いされるのかといった一部意見もあります。我が国初めての返還不要の給付型奨学生制度、これが、ことし四月から一部先行実施、本格実施は来年四月からになる予定でありますけれども、これについても給付条件が設けられております。また、金額も、今回の修習給付金に比べれば大分低い金額になつております。こういったものに比べて、司法修習生に対する修習給付金は、給付条件を設けずに一律に支給されることとされております。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘がございました、類似といいますか、同時に並行で御審議いただいている制度について答弁を請求します。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘がございました、類似といいますか、この一律に支給することとした理由について答弁を請求します。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘がございまして、全ての司法修習生は、法令上、修習専念義務が課されておりまして、原則として兼業が規制されているわけでございます。こういうところで、給付型奨学生が支給されている学生とは立場が異なつてゐると考へております。

このため、経済的な基盤を確保し修習に専念できる環境を整備することにより、司法修習の実効性を担保する必要があると考えております。そこで、修習専念義務を担保するための資金の一部として支給される修習給付金の基本となる基本給付金につきましては、司法修習生に一律に給付することとしたところでございます。

今も司法修習生は司法修習をしっかりとやつてゐることだと思いますけれども、より充実した司法修習をしっかりとやつてもらいたい、国民のこういった期待というのはより強くなつてくるでしょうし、何らか司法修習生に問題があつた場合には、国民の目線というのはこれまで以上に厳しくなることと思います。

今回の裁判所法改正案で、懲戒に関する規定も新たに整備して、修習期間中に、品位を辱める行状など修習生としてふさわしくない行為があつた場合、現行法の罷免以外に、修習停止または戒告の処分を新たに設けております。

この修習停止と戒告の処分を新たに設けた趣旨、目的について答弁を求めてます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。今御指摘がありましたとおり、今般の修習給付金制度の創設に伴いまして、司法修習につきましては一層確實な履践を担保することが求められます。それは国民的にも求められると考えております。

こうした観点から考えますと、司法修習生の懲戒的措置、現在、罷免、要是職をやめさせる、修習をやめさせるという罷免以外の措置は認められていません。ですから、罷免することが適当とまでは言ひがたいが非行があつた場合には、懲戒的措置を科すことができませんで、司法研修所長さんが注意や指導をするにとどまつてゐるわけでございません。

そこで、実効的かつ柔軟に規律確保を行うための方策を講じることが相当だらうと考えられたわけでございます。

そこで、司法修習生に対する懲戒的措置につきまして、罷免に加えまして、修習の停止及び戒告の処分を設けることとしたところでございます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

以上でございます。

○國重委員 それでは、新たな懲戒措置である修習の停止がされている間、修習給付金は支給されるのか、答弁を求めてます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

司法修習生は、修習停止の期間中は司法研修所または配属府会等における具体的な修習をせず、その期間に限っては修習給付金を支給する必要性に乏しく、また、懲戒処分としての性質に鑑み、修習給付金を支給しないことが適切と考えられます。

修習停止の期間につきましては、今後、最高裁判所規則で定められることになりますけれども、その期間は短期間にとどまるということが予定されていると伺つておりまして、修習給付金を支給しないとしても司法修習生の生活への影響は限定的と考えております。

そこで、修習停止の処分を受けた場合、当該修習停止の期間については修習給付金を支給しないことを予定しているところでございます。

○國重委員 今の答弁で、支給はされない、ただ、修習停止の期間は短期間であることが予定されているというような答弁がありましたけれども、では、修習停止の期間、具体的にどの程度の期間を想定しているのか、お伺いいたします。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

この点につきましては、罷免処分と事実上同等の効果が生じてしまうということを避けるため、修習停止の期間が、各修習単位のうち修習を要する日の二分の一を超えない日数とすること、その他諸般の事情を考慮いたしまして、例えば三週間程度を修習停止期間の上限とするということを検討しているところでございます。

○國重委員 非常にテンポよく質問が進んでおりますので、更問い合わせたいと。私も、もとと質問したいことがあつたんですねけれども、質問通告が九問、十問程度でやつておきましたので。

まだ、あと質問はあるんですけど、今のところでは、例えば停止になつた場合、何らかの事情で修習停止になつた場合、修習給付金は今回支給されないということで先ほど答弁ありましたけれども、これはほかの國家公務員との関係で

は整合がとれているのか、お伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

一般職の国家公務員につきましては、懲戒免職と言われている免職のほか、停職、減給、戒告とかいう処分が、済みません、私、本来、本務というか、お答えすべきものかわからませんけれども、

か、お答えすべきものかわからませんけれども、このと承知しております。

今回の、今委員から御指摘ございました修習の停止の処分は停職の処分に相応するものでございまして、その制度との整合性は十分とられているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○國重委員 それでは、少し質問を前に戻つての更問い合わせたいと思いますけれども、先ほど、給付型奨学金と比較しての修習給付金、なぜ一律に

支給されるんだということで質問させていただきましたけれども、例えば公認会計士とか、ほかの資格においてもこのような修習に似たような研修

制度というのがあるかと思います。しかし、それに対する特徴は特に修習給付金のようなものは支給されない。

では、なぜ司法修習生だけ特別扱いで修習給付金のようなものが支給されるのか、お伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

今、他の土業についてのお尋ねがございました。

やはり、司法修習が非常に特殊だというのは、

裁判所法の規定にあるわけでございますが、修習

専念義務を課しまして、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、そこに原則として兼業が許されない

ことになります。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

今、他の土業についてのお尋ねがございました。

やはり、司法修習が非常に特殊だというのは、

裁判所法の規定にあるわけでございまして、修習

専念義務を課しまして、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、そこに原則として兼業が許されない

ことになります。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

今、他の土業についてのお尋ねがございました。

やはり、司法修習が非常に特殊だというのは、

裁判所法の規定にあるわけでございまして、修習

専念義務を課しまして、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、そこに原則として兼業が許されない

ことになります。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

今、他の土業についてのお尋ねがございました。

やはり、司法修習が非常に特殊だというのは、

裁判所法の規定にあるわけでございまして、修習

専念義務を課しまして、先ほど御答弁申し上げま

したとおり、そこに原則として兼業が許されない

ことになります。

まして、こういう修習給付金制度を設けることに合理性はあると考えているところでございます。

以上でございます。

○國重委員 それでは、次の質問に移ります。

昨年十二月の法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会による確認では、修習給付金制度の創設とともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うことが認められております。

現在の厳しい財政状況下において、修習給付金制度の創設に対する国民、納税者の理解を得るために、この法曹三者の確認にあるように、

修習給付金の支給を受けて弁護士となつた者が、修習を通じて得た知識や能力を遺憾なく発揮して広く社会で公共的、公益的な使命を十分に果たしていくべきだ、私もそう考えます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおりございまして、法務省といたしましては、昨年の十二月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴いまして、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うことを確認したところでございます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおりございまして、法務省といたしましては、昨年の十二月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴いまして、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うことを確認したところでございます。

そこで、この修習の成果の社会還元を推進するための手当てといたしましては、裁判官と検察官は公務に従事することになりますので、主として弁護士について問題となるわけございまして、弁護士について問題となるわけございまして、これまで日本弁護士連合会ともこの点について協議をしてまいりました。

その内容によれば、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等におきまして、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につきまして、経済的、社会的弱者に対する各種の法的支

援、それから司法過疎地域への法的サービス等、こういったことに従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知しております。

今まで引き続き、修習成果の社会還元を推進するための手当てにつきまして、日本弁護士連合会等と協議してまいりたいと考えております。

○國重委員 弁護士会ではこれまで、私もやつてきましたし、無料法律相談とか、あと、国選弁護とか、例えば出張の法教育授業とか、このようなさまざまな公益活動というのをやつてきたことがあります。

私も、今でも弁護士ですし、大阪弁護士会所属ですでの、大阪弁護士会の会長ともこのことについて話をしてまいりました。

例えは、大阪弁護士会では、今、アウトリーチ

ということで、法律相談をしたい、また弁護士に依頼したいと考えていても相談場所に出かけていくことができる人たち、どこに相談していくのかわからぬ人たち、費用を心配して尻込みしていません。

私は、今でも弁護士ですし、大阪弁護士会所属ですでの、大阪弁護士会の会長ともこのことについて話をしてまいりました。

私が、大阪弁護士会では、今、アウトリーチ

といふことで、法律相談をしたい、また弁護士に依頼したいと考えていても相談場所に出かけていくことができる人たち、どこに相談していくのかわからぬ人たち、費用を心配して尻込みしていません。

いかと想いますけれども、しっかりとこの公益的な活動をやつしていくことを私としても注視してまいりたいというふうに思います。

大臣に次は伺います。

法曹志願者が激減する中で、修習給付金の支給はそれを食いとめるための一つの対策となると思われますし、私も評価はしております。ただ、他方で、これは数ある対策のうちの一つにすぎないとおも思つております。

昨年十二月二十三日の読売新聞「論点スペシャル」司法修習生給費、復活の是非、この中で、阪田裕元内閣法制局長官はどうのようなことを言つておられるか。

私は日頃から、給費制復活などではなく、「もっと根っこのことろをしっかりと考え方直すべきだ」と、弁護士会でも声を上げてきた。力を注ぐべきなのは、今の法曹養成のプロセス全体

を改善し、学生にとって、よりチャレンジやすい仕組みにすることだ。このように述べております。

○金田国務大臣

國重委員のお考えを先ほどから伺つております。司法法制部長も、検討の経緯、そしてまた修習給付金の件につきましてもその趣旨等、いろいろ答弁がございました。

いずれにしましても、御指摘のとおり法曹志願者の大幅な減少というのは深刻な事態である、このように思つております。多くの有為な人材が法曹を志望して、そして質の高い法曹が活躍する状況になることが重要である、このように考へいる次第であります。

そういう中で、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定では、御承知のように、法曹志願者数の回復に向けた取り組みとして、法曹有資格者の活動領域の拡大、あるいは法科大学院の改革、あるいは司法試験のあり方の検討、たさまざま取り組みを進めているところであります。

プロセスが非常に重要なだというふうに法曹養成の件についてお話をございましたが、そのとおりだと思いますし、私も評価はしております。ただ、他方で、これは数ある対策のうちの一つにすぎないとおも思つております。

法曹志願者が激減する中で、修習給付金の支給はそれを食いとめるための一つの対策となると思われますし、私も評価はしております。ただ、他方で、これは数ある対策のうちの一つにすぎないとおも思つております。

大臣に次は伺います。

法曹志願者が激減する中で、修習給付金の支給はそれを食いとめるための一つの対策となると思われますし、私も評価はしております。ただ、他方で、これは数ある対策のうちの一つにすぎないとおも思つております。

昨年十二月二十三日の読売新聞「論点スペシャル」司法修習生給費、復活の是非、この中で、阪田裕元内閣法制局長官はどうのようなことを言つておられるか。

私は日頃から、給費制復活などではなく、「もっと根っこのことろをしっかりと考え方直すべきだ」と、弁護士会でも声を上げてきた。力を注ぐべきなのは、今の法曹養成のプロセス全体

を改善し、学生にとって、よりチャレンジやすい仕組みにすることだ。このように述べております。

○金田国務大臣

國重委員のお考えを先ほどから伺つております。司法法制部長も、検討の経緯、そしてまた修習給付金の件につきましてもその趣旨等、いろいろ答弁がございました。

いずれにしましても、御指摘のとおり法曹志願者の大幅な減少というのは深刻な事態である、このように思つております。多くの有為な人材が法曹を志望して、そして質の高い法曹が活躍する状況になることが重要である、このように考へいる次第であります。

第二条中「二万九千九百十八人」を「二万九千八百八十三人」に改める。

附 則

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずる場合にその移転について支給することとし、

するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六十八条の見出しを「(罷免等)」に改め、同条

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一

部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「(修習専念資金の貸与等)」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二(修習給付金の支給) 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するため必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下この項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払つてゐる場合(配偶者が当該住宅を所有する場合その他最高裁判所が定める場合を除く。)に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

その額は、路線に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「(罷免等)」に改め、同条

中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他の司法修習生について」を「品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができることとする。

附則第四項及び第五項を削る。

附則

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(施行期日)

2 この法律による改正後の裁判所法(以下「新法」という。)第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

理由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年四月十二日印刷

平成二十九年四月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P